

全員協議会次第

平成 28 年 7 月 19 日
全員協議会室 9 : 30 ~

1. 開 会 (9 : 30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
菊地議長

3. 協議事項

- (1) ふれあいセンター事業について
- (2) 広域ごみ処理施設等建設事業に係る追加変更について
- (3) 竹間沢通西地区の都市計画の現状について
- (4) 中学生海外派遣について

4. 報告事項

- (1) 総務常任委員会
- (2) 議会広報広聴常任委員会
- (3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12 : 48)
岩城副議長

平成28年7月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	安澤豊
議員	井田和宏	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	内藤美佐子	議員	拔井尚男
議長	菊地浩二	副議長	岩城桂子

欠席議員

議員 山口正史

説明者

福祉課長	三室茂浩	福祉課 福祉担当 主任	近藤恵美
環境課長	早川和男	環境課 ごみ施設 広域処理 建設 主任	赤石誠
都市計画課 課長	鈴木喜久次	都市計画 都市・当 課企画担 主任	鈴木英昭
教育委員会 教育課 課長	桑原孝昭	教育委員会 学校参事 兼 教育課 主任	佐藤和秀
教育委員会 学校指導 担当 主任	宇佐美宏一		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	小林忠之
事務局書記	山崎るり子		

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。

連休も終わりました、梅雨明けも間近ということになってまいりました。議会のほうとしましては、6月定例会が終わって8月1日に広報が出ます。その後はすぐに9月定例会の準備ということになりますので、議員の皆さん大変かとは思いますが、しっかり準備をしていただきたいというふうに思います。

また、今、夏風邪などもはやっているようです。寒かったり、急に暑くなったりと温度差が激しいので、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。また、各地域ではこれから夏祭り等が始まるかと思っておりますので、ぜひ積極的に出席をしていただきたいと思います。その際にはくれぐれも不祥事のないようお願いしたいと思います。特に翌日の朝の運転等も気をつけていただければというふうに思いますので、改めましてご注意願いたいというふうに思います。

きょうは、定例の全員協議会ということで、協議事項、報告事項等たくさんあります。9月定例会では決算特別委員会を予定しております、この正副委員長のほうもきょう決めたいと思いますので、その他のほうで決めていきたいと思っておりますので、我こそはと思う方はぜひ立候補していただきたいというふうに思います。

以上となります。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

続きまして、次第の3、協議事項につきましては、進行を議長よりよろしくをお願いいたします。

◎ふれあいセンター事業について

○議長（菊地浩二君） 山口議員より欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

まず、協議事項1、ふれあいセンター事業につきまして、福祉課より説明がありますので、福祉課長、お願いします。

○福祉課長（三室茂浩君） 皆さん、おはようございます。本日、ふれあいセンターの今後ということでお時間をいただきまして、ありがとうございます。説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、お手元の資料をごらんください。1枚目のところが本体の説明資料となりまして、その後資料集ということで、資料1から資料4まで添付させていただいております。説明の中で随時こちらのほうを活用して説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、はじめにということなのですが、当初25年の7月までは、ふれあいセンターを廃止するという方向

で、いろいろなところで福祉課の課長のほうから説明があったと思うのですが、この7月に廃止の方針から、基本的には事業を継続していくということで町長のほうも表明いたしまして、その後、ふれあいセンターの今後の運営について検討を重ねてまいりました。ここで、先ごろの重要政策会議にて、ふれあいセンターの今後の運営方針が町として決まりましたので、ここで報告をさせていただきたいと思っております。

三芳町老人福祉センターは、昭和52年に建築された築39年の公共施設ということで、多くの利用者に利用されています。現在は、施設の老朽化、耐震補強への対応、ハード面への対応などが求められています。一方、エコパ開業、高齢化率の上昇など、環境や社会情勢の変化に対応したソフト面の見直しも必要とされ、総合的な事業の再編が求められています。

そこで、ふれあいセンター事業、今後「ふれセン事業」というふうに伝えますが、障害者支援を行う社会福祉法人めぐみ会、北永井にあります地域交流スペースを借用して実施し、同時に複数の事業を連動させ、効果的な財政投入と事業効果の向上を両立させ、ふれセン事業を核にさまざまな価値を付加して住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

2番、ふれセン事業の移転についてということですが、耐震診断の状況ですが、平成26年、ご存じのとおり耐震診断を行った結果、要補強と出ております。県の指導では、平成29年度末までに耐震補強を行わないと施設の使用はできないということになっております。

2)です。これまでの方針案として、この結果を受け、これまでも議会でご説明させていただいており、方針を3つ据えて検討してまいりました。1つ目は、耐震補強工事を実施する。それから、2番目、藤久保拠点施設への移転を前提に、プレハブ等の建物を建てて実施する。3番目、藤久保拠点への移転を前提に、民間施設を借用して実施すると。ちなみに、公共施設マネジメント基本計画改訂版のアクションプランでは、方向性に応じた計画策定、これはマネジメント基本計画改訂版の方針3、施設の複合化と機能集約ということで、藤久保拠点への移設の方向ということを念頭に書いてあります。

町の方針としましては、28年、ことしの6月23日に重要政策会議にて福祉課のほうで出した方針案を方針として定めましょうということになりました。これによりますと、平成28年10月より社会福祉法人めぐみ会かしの木ケアセンターの地域交流スペースにて、ふれセン事業を実施するということになります。事業の運営は、三芳町社協に委託をするということで、この事業は、藤久保拠点への移設までの間の事業というふうにしていきます。

ここで、資料1と2をごらんください。施設の概略なのですが、建物自体は資料2のほうの写真をちょっと、白黒なので見づらいかもしれないのですが、体育館のような設備になっています。そして、喫茶ルームというのが55平米あるのですが、隣についていまして、こういったものを活用させていただくということで、図面を見ると地域交流スペース300平米、喫茶ルーム55平米、この両方を使ってこの事業を実施していくと。資料1の右下のほうに、ちょっと小さいのですが、本体施設との位置関係がこれでわかるかと思えます。AとBがもともとある入所施設ということになっていまして、その隣にこの地域交流スペースがあるという位置関係になっています。

もとの資料にお戻りください。こちらのほうで、事業内容の案としまして、既存事業、これまでのような交流事業ですね、利用者の方が利用して飲食、カラオケなどを行う事業に加えて、地域交流事業を実施するということで、資料3で、また後で説明をさせていただきます。

今後の予定、③番なのですけれども、老連、きょう報告をさせていただいた後、利用者ですね、老連とか一般利用者向けに新たなふれセンに関する意見交換会を実施していくと。これは報告を兼ねてということですよ。

それから、高齢者にやさしいまちづくり懇談会で新たなふれセンに関する報告を行って意見交換会を実施します。

10月以降の予算を9月議会に補正予算の案として上程をさせていただきたいと考えております。

この資料3をちょっとごらんいただきたいのですが、新たな事業ということで福祉課のほうで考えていることが地域交流事業ということになります。これは今までふれあいセンター自体が、主に利用者へのサービスの提供ということが中心であったということだったのですけれども、高齢者にやさしいまちづくり懇談会などでは、まだまだ高齢者といっても元気な人もたくさんいるし、能力を活用したり、活躍の場が欲しいというようなこともありましたので、そういった社会貢献の意味合いのある事業を、このふれセン事業に付加して価値を、この事業自体の価値を上げていきたいというふうに考えております。

説明をさせていただきます。資料3です。1番、新たなふれあいセンター事業の目的。ふれあいセンターの既存事業を継承しつつ、高齢者の活躍の場、社会貢献の場を創設すると。地域住民と施設入所者、地域住民相互の交流拠点を創設して、そこから得られる効果を活用して障害者理解、地域福祉の課題解決、社会福祉法人の地域貢献活動への理解に生かすことを目的とします。

さらには、交流スペースに有事の「災害時福祉避難所」、夏季猛暑時の「クールオアシス」、こういうものを設け、災害時弱者、熱中症予防対策を行い、既存事業に付加価値をつけることで費用対効果の高い事業展開を行うことを目的としたいと考えています。

具体的に今考えている事業ですが、既存事業の継承ということで、飲食、カラオケ、教養講座、娯楽、サロン事業などを実施する。

2番、地域交流事業、こういった地域交流事業というのは、地域住民がカラオケや創作活動、クラブ活動、教養講座を通じて障害者と交流して障害者理解の促進と社会参加を促進する。

世代間交流事業、3番です。高齢者の知識や経験を生かして、子供に対して各種事業を行って、子供と高齢者の交流を行う。

それから、障がい者地域交流事業、これら教養講座などを本体施設のほう、かしの木ケアセンター入所施設のほうで行うことによって、入所者と一緒にこういう教養講座を受けていただいて、障害者の理解を深めていくということです。

ふれあいバス、これは今までの送迎バスということになりますので、巡回バスのことを指しております。

災害等対策事業ですが、①、福祉避難所の整備、障害者や高齢者など、避難行動要支援者対策として「福祉避難所」を併設する。②、クールオアシスの実施、夏場の熱中症の予防対策、それから冬場の暖をとるということで、クールオアシス等を実施して在宅、これ「在」が抜けて申しわけございません。在宅単身高齢者及び高齢者世帯、それから障害者等への支援策として実施をします。

こういった事業についてなのですけれども、福祉避難所をめぐみ会を使ってやる利点としては、以下のとおりということですが、三芳町の中心部にあって、消防署や役場が近い。それから、障害者施設が隣接していることから、高齢者も含め身体的な理由で避難が困難な方への対応が容易であると。それから、冷暖房設

備があるため、夏場は涼を、冬場は暖を提供できると。めぐみ会には井戸がありますので、こういった避難生活に必要な水を確保できる。それから、当該法人は町内障害者施設、高齢者施設等で構成する三芳町福祉施設連絡協議会の事務局に当たるため、有事には連携をスムーズに図り、対応ができるということになります。

事業効果としては、今申し上げたような事業を行うことで、入所者の日常生活に刺激を与えることとか、障害者理解が深まる。高齢者の生きがい対策、介護予防、ひきこもり予防、安否確認、それから子供の健全育成につながると。

それから、交流事業が地域福祉コミュニティを形成して、こういったものがさまざまな課題を解決するという機能を持つ。福祉避難所というのが、災害が起きたときに初めて利用するよりも、ふだんから福祉避難所であることを意識して利用していただくことで、有事の際にスムーズに避難ができるということです。クールオアシスについても、ただ「涼みに来てください」だけでは機能しづらいので、何かを媒体として自然な形で利用していただくことができます。

それから、本事業によって地域に開かれた施設を実践することになって、当該施設の認知が増えて、社会福祉法人の地域に果たす役割を理解してもらうことができるということが最初の資料に戻っていただいて、2番の3)、町の方針の②、事業内容になります。

それでは、最初の資料に戻っていただいて、3番、めぐみ会の地域交流スペースについてということです。概要としては、めぐみ会には重度身体障害者の入所施設「かしの木ケアセンター」、本体施設と言いますが、この本体施設の一部で実施する「地域活動支援センター」、地活と呼ばれているものですが、こういったものがあって、敷地内にかしの木ケアセンターの入所者が利用する地域交流スペースがあります。このほか敷地内には就労継続B型事業所やグループホーム事業などを展開しております。

資料の4をちょっとごらんください。図になっております。本文の次の裏のページにも関係してくるのですけれども、今ちょっと簡単な概略の図なのですが、真ん中にある長細い図がかしの木の本体施設です。この本体施設の中の一部を使って市町村補助事業の地域活動支援センターというものをやっております。下のほう、左下のほうには、地域交流スペース、これがふれあいセンターを実施する予定の場所ですけれども、こちらのほうは現在のところ、本体施設で今地活をやっている都合上、必要な面積要件を満たしていないので、この地活の分だけ地域交流スペースを使って面積要件を満たしているというような状況がございます。今後の流れとしては、右上に通所介護事業ということで建物を新設するわけなのですが、この施設へ人を移して行って、面積要件を本体施設で満たすと。そのことによって地域交流スペースにあきが出て、こちらを使って事業ができるというふうなことを考えております。

本文の資料に戻っていただいて、裏のページになります。今ざっと申し上げたのですけれども、めぐみ会の行う地活と本体施設、地域交流スペースとの関係についてということです。地域交流スペース使用に関する課題は、今申し上げたように、地域交流スペースの一部を本体施設の面積要件としていますので、現状のところではふれセンとして使えないという状況になっています。

一方で、地活の課題については、障害者総合支援法における市町村事業になっていまして、現在2市1町により運営費の補助を行っています。この市町村補助事業なのですけれども、この補助金、市町村が負担するこの補助金に対しては、国、県からは地域生活支援事業補助金というのが交付されるのですけれども、幾

つかの課題がございます。括弧の中ですが、国、県の補助金というのは、地活の事業を行う総経費に対して約11%しか来ていないと。通常の事業ならば4分の3来るのですけれども、統合補助金という関係上、案分すると11%ということで、町の持ち出しが非常に多い事業になっています。日中の居場所を求める地活の利用者が重度化していて、現状の事業形態では対応が難しくなっている。大体来ている方というのは、重度の身体障害者の方が、在宅の障害者の方が日中の生活のお世話をしてもらうために来ています。特徴的なのは、機械浴といって、お風呂を入れるときに非常に大きな設備がありますので、こういった施設で対応しています。これはもう近隣ではほとんどないので、この場所に皆さん期待しているところが非常に大きい。

それから、本体施設にある地活なのですけれども、この部分だけは本体施設の面積要件等から除外されていますので、今後建物とか機材の大規模な修繕等を行うときに、国庫補助の対象にならないということで、その一部分だけが国庫補助の対象外というふうになっています。

こういった課題がありまして、③番、こういう課題への対応ということで、地活を通所生活介護事業に移行する。地活は市町村事業、通所生活介護事業は法定事業になります。2市1町で協議をした結果、通所生活介護事業（法定事業）に移行することをめぐみ会に提案して、めぐみ会による施設整備事業が行われることになりました。このことにより、町が負担する法定事業、新しい事業ですね、通所生活介護事業に対する、法定事業に対する負担金というのが対象経費に対して国庫負担金として、国県負担金として4分の3が確保できます。こういったことで町負担額は大幅に軽減できるようになります。なったではなくてなります。めぐみ会への運営費等の町単独補助を含めても、28年度、現状これから利用される方の試算をしていくと、約300万円程度、この事業の展開によって削減できる見通しがあります。

こういった工事を、資料4の右上のほうにつくることによりまして、今使っている方々を移していくことで、地域交流スペースがあくと。この場所でふれあいセンターを実施することが可能になります。こういった関係が、このめぐみ会の障害者施設の実施の中でございます。

ちょっと本文の資料に戻っていただいて説明を続けますが、その他ということですが、予算につきましては、できれば現状の運営費の範囲内で運営に関しては10月以降の予算を精査して、加えて会場使用に必要な整備費用の精査をしていますということになります。

例規については、設置条例というのは廃止して実施要綱を整備していくことになるということでございます。

以上、雑駁な説明となりますが、ふれあいセンターの今後についてということで説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの福祉課長の説明に対しまして、質問等ございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） おはようございます。久保です。ご説明ありがとうございます。

私、一般質問でも多少は聞いているのですけれども、もう一つちょっと確認で、ここが使用可能になった際に、大体収容人数ってどれぐらいになりますか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

収容人数に関しては、正確に何人ということにははかってはいないのですけれども、大体300平米ある建物

なので100人近くは入れる。というのは、通常の障害者の施設とかだと1人当たり3.3平米の面積が必要というふうになっているので、300を3.3で割り返すと大体90人ぐらいということになります。今使っているふれあいセンターの大広間よりは広いということです。そんなように考えています。あと隣に55平米ございます。

○議長（菊地浩二君） 久保議員。

○議員（久保健二君） あともう一点お願いします。

最後のその他の予算についてのところで、今お話があったように、会場使用に必要な整備費用を今後精査していくというお話ありましたが、今この絵を見ますと、板の間だと思います。今後ここの板の間をこのような形で使用するのか、また使ってみての声を聞いた上で、どのような整備をお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

これまでも頻繁に利用者の方からいろんなご意見を伺ってきているのですが、やはり板の間では寒いのではないかとか、危ないのではないかとか、いろいろとございます。ですので、やはりカーペットなり、それからマットなり、こういったものを敷くような使用を今考えておまして、施設等とも連携とりながら、今見積もりを徴収しているようなところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうしますと、やはりこれはテーブルを置いて、なおかつ椅子を使用しての利用になるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

一応私どもとしては、そういう形を提案していきたいと思っています。椅子と机、それでソファ等はいちばんのものを置いてというふうな感じを考えています。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

老連の方々のほうからこういった、もしここの施設を使う場合には、要望書というのが出ていると思うのですが、その要望の内容については何項目ぐらいで、どんな内容で要望が来ているのか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

この施設を使うという前提での要望書はまだお預かりはしていません。候補地の、候補を幾つかこれまでも示した中で、耐震補強をやるといろいろあったのですが、それに関してはいろいろご意見をいただいている、とにかく事業を存続させてほしいということと、現状のふれあいセンターから次のふれあいセンターに移るときには、切れ間なくやっていただきたいというようなこと。それから、高齢者であるために、環境についてはご配慮いただきたい。特に空調の関係とか、そういったところ。それから、現在の事業については、やはり基本的には継続していただきたいと、このようなことが以前挙げられております。ち

よっと手元に持っていないもので、正確には話はできないのですけれども、済みません、そういった感じでは。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほどあったように、私たちもちょっと体育館を見させてもらいましたけれども、天井がかなり高いので、冷暖房、すぐには効果が出ないのかなと思うのですけれども、その辺のことについては町としてはどのように考えているのか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 要望書の中には入っていなかったのですけれども、必ず出る話として、天井を下げてくださいという話が出ています。これはちょっといろいろ誤解があって、これはできるというふうに老連の方々捉えられていたのですけれども、前回ちょっと私、老連のほうへお邪魔して説明したのは、基本天井を下げることは、やっぱり構造物なのでできない。しかも何か仕切りみたいなものをすればいいのではないかという意見もあったのですけれども、これもやっぱり消防法とかの関係で、皆さんの安全を考えると、やはり構造物に手を入れるということは、基本的には時間も長引きますし、無理というふうに福祉課としては判断しています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 広いところを短期間に冷暖房するのは本当に大変だなということと、それから光熱費もすごく気になる場所なのではけれども、そういった光熱費なんかはどういうふうに試算しているのか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 光熱水費に関しましては、現状やってみないとわからない部分はあるのですが、今冷暖房の施設設備が現状の交流センターにも設置されていて、これはもう耐用年数を過ぎたものになっています。事業をやっていく中で、やはり故障してもいけないということで、今空調の入れかえをめぐみ会のほうで見積もりをとっているところなのですが、これについても基本的には買う形ではなくリースでやっていって、月々の負担額が、導入費用についてですね、明確になるようにということで今見積もりをお願いしているところでございます。

それと、光熱水費については、暫定的に今試算しているのは、めぐみ会全体の光熱水費に対して、面積案分で今のところ目安として出していますけれども、どういう形で今後のふれセンが電気を使ったり水を使ったりするかというのがはっきりしないものですので、そのところ、メーターを別に設置することができるかどうかも含めて、今精査をしてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この件については、老連の方々がもう不安だということで、ずっとありましたけれども、もっと早くから話し合いをすべきだったのではないかなと思うのですけれども、今後話し合いをしていく中で、もし老連の方々からいろんな意見が出て、それがクリアできなかった場合、そういったときにはどんなことを考えているのか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 基本的に、この事業をこういう形で実施するという事は、この報告をさせていただいた後でしっかりと老連の方々にもお話はしていきたいと思うのです。今懸念されているように、使用環境が非常に変わるわけですので、不安は多いというふうには考えています。ただ、町としても、できる限りの形は、ここまでということでご説明をさせていただいて、それを理解していただくように誠心誠意を込めて説明をしていきたいというふうに思っています。加えて、新たに社会貢献事業とか地域活動の事業を企画しておりますので、こういった話も含めてご理解いただいた上で、前向きにやはりこの事業に老人クラブの方々が参加していただけるように、ご理解をいただけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 始めてしまうと、なかなか後で違う方向には難しいと思うのです。だからこそ、今本当に老連の人たちと一緒に考えて、違う方策がないのかどうかも含めて考えていかなければならないと思うのです。借地を借りますし、今言ったように光熱費もずっと費用がかかるわけです。ですから、そういった町の費用面も考えながら、本当に新たに考えるべき内容ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺も老連の意見を聞きながら、そういったことも説明で、これでいきますではなくて、そっちの意見も取り入れながら両方考えていくべきだと思いますが。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 今おっしゃったように、基本的にはしっかりコミュニケーションをとって、よい形、双方にとってよい形を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

今後の予定のところなのですが、老連や一般利用者向けに新たなふれセンに関する意見交換会を実施というふうに記載があるのですが、この予定というのはどのような形でお考えになっているのか教えていただけますか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） まず、一番先に予定が決まっているのが、高齢者にやさしいまちづくり懇談会、こちらが7月25日に、もう全て委員さんには予定を伝えてありまして、ここで去年も検討してきていただいているので、検討していただいて、いろいろいただいたご意見をこのような形で盛り込みましたということでご報告させていただきます。

あと、老連、一般利用者に関しましては、できるだけ早い時期、恐らく老連の役員会が8月の初旬にございますので、こちらでやって、その後一般利用者に向けての説明会も行いたいと考えております。スケジュールとしてはそんな感じで考えています。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。どうもありがとうございます。

1点だけ質問なのですが、床はカーペット、マット等を考えていると。あと天井はいじることはできないということなのですが、ほかにふれあいセンターとして使用するに当たって、修繕とか改造とか、何か手がけるような場所、あるのかどうか教えてください。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

基本的に、先ほど申し上げたように、構造物には一切手を加えない形で今考えております。その中で3つポイントがあるかと思えます。まず、空調をどうするかということです。空調については、現状今リースという方向で、電気がいいのかガスがいいのか、どちらが安く考えていただけるのかということをめぐみ会のほうで業者に当たっていただいているところです。

2点目は、料理をする環境がとても大事だということを利用者の方から結構言われまして、これはサロンです。地域交流サロンみたいな形で今もやっています。これからの地域交流事業をやっていく上では、子供まで含めてこの事業に参加していただくことを考えると、媒体の一つとして料理というのは非常に重要になってきます。これを電気の調理器で行うのか、ガスのようなものを持ち込んでというふうに考えるのかというところでございます。写真ごらんいただいたように、キッチンの中というのは非常に狭くなっておりまして、このあたり、どこで調理を行っていくか、資料の2の裏側です。厨房と言えるのかどうかかわからないのですが、簡単に喫茶のものを出すだけということになっているので、こういったものをどうするかというのは、今ちょっと考えどころかなというふうに思っております。

それとあと、板張りですと危険性等もございますので、やはりこれはクッションになるものを使用しなければいけないと。椅子と机だから板張りでもいいかという考えもあるのですが、やはり転倒とか、そういった安全面を考えると、カーペット等をやはり敷いたほうがいいのではないかと。このあたりちょっと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

こちらのふれあいセンターの今後についてということで、3の（2）あたりなのですが、めぐみ会さんでふだんはそちらに常駐しているメンバーの方々、施設の方がいらっしゃると思うのですが、もしこちらのふれあいセンターのほうで何かあった場合に、相談する、何かあったのですが、どうしましょうと相談したり、そういったことというのはどなたに、どういうふうに行うのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） この事業の形としては、めぐみ会と社協と町の3者で進めていくというスタンスでやっていきたいと思うのです。めぐみ会も主体的にこの事業にかかわっていただく。主にこれは施設の提供であるとか環境面の整備であるとか、それから社協に関してはソフト面、事業の内容、これ地域交流事業というのは、地域福祉事業になりますので、こういったものを展開できるノウハウを持っていると。福祉課は基本的にはそこをトータルに見ていくということで、同じ福祉を目的としていますので、そういった事業所が相談をしながらやっていく。例えばここで何か起きたとき、例えば急病人、けが人、いろんなこと

がございます。どんなことが起きたとしても、基本的にはそういった近くにいる人から連絡が入る体制、社協の職員は必ず常駐して安全面を見守っておりますし、それから本体施設には職員がたくさんいます。手が必要な場合は、応援を求めることがありますし、それに対して断るといのは道義的には多分できないということになると思いますし、そのあたりも含めてきちっと話し合いの中に盛り込んでいきたいと思いますが、そういう不測の事態、どうするかということについてもきちっと話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしましたら、社協の方がふだんは常駐していらっしゃるということで、これは1名、2名、まだでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 現在考えている体制としては、正規職員を1名、これは施設長、所長ということですが、プラス臨時職員さんを2名配置しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） 岩城でございます。おはようございます。お世話になります。

何点かあるのですが、1つは今回広い、かしの木ケアセンターさんの場所なのですが、天井が高いという部分、ここはもう補修ができないということで、結構今までのふれあいセンターですといろんな団体様が、個人でも利用できるという形で、結構お部屋が幾つかありました。そういう中で今回1カ所だけと厨房という形で、仕切り面というのがどのようなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

一番厳しいのが、部屋がたくさんないというところは、もう正直なところ、これは利用者の方にも説明しなければいけないことなのですが、パーティションを設けて、この中に事務所もつくらなければいけないのです、社協の職員が詰める。そのほかパーティションを設けて別の部屋をつくったとしても、カラオケ等をやっている関係で、基本的には部屋を設ける意味が余りないのではないかとこのように考えています。ですので、ワンフロアでやっていただくというような形なのですが、教養講座とか学びの部分、これについては本体施設のほうの場所をお借りしてというか、一緒に事業をやろうと思っております。そこに意味があるというふうに考えていまして、重度の身体障害者の入所施設ですが、体は動かないのですが、意識がはっきりした方が非常に多い。こういったことを一緒に、その講座の中で取り組むことによって、障害者への理解が深まるという別の目的も考えています。ですので、本体施設の場所もお借りしてという方向で今話し合っています。そこがめぐみ会、社協、私どもでやる意味があるというふうに考えています。

それから、あと喫茶ルームの活用をどのようにしていくかということです。こちらを考えておりますので、部屋の数の不足というのは否めないのですが、そこを補ったり、それから逆転の発想で効果にしていったりということを考えています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） ありがとうございます。

もう一点でございますけれども、実際に運営、3者で、めぐみ会、また社協と町とという部分で、実際に今までふれあいセンターは、社協さんのほうに委託という形で全て運営面もやっていただいたと思います。これから職員の方も配置するという形で、実際に全体的なこの運営というのは、社協さんのほうにも運営、委託という形をとるようになるのでしょうか。そこをもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

運営面、こういったソフト事業を行っていく企画ですとか、現場への張りつきだとか、こういったものをひっくるめて必要な経費も含めて社協に委託料として考えているのと、あとやはりめぐみ会にも施設管理に関してはお願いをしていきたいというふうに思っていますので、こういった部分で費用がかかってくるというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） 実際にというか、これから10月からまたこちらに移行する形で、大体なのですが、どのような、経費的な部分でソフト面、ハード面的に一応試算をされているのか、ちょっとお伺いできればと思いますが。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

費用に関しましては、現在財務課のほうに補正予算案として計上しているのですが、今考えているのは、運営費に関しては前期1,600万ということですので、この範囲の中でということで、今暫定的に1,600万で上げているのですが、このほか施設整備に数百万かかるというふうに見込んでおります。ただ、これはかなり精査をしていって、財務課とのヒアリングも経て、きちっとした形で提示をしていきたいと。基本的には、今まで施設自体は持っていた施設ですので、今度は場所を移すということになりますと、そういった経費がどれぐらいかかってくるかという試算、一緒にやることによって削減できる費用もございます。こういったものを今ちょっとピッチを上げて、精度を上げていっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかには。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 最初に確認したいのですが、これは補正で上がってくる予定なのですか、9月議会に。今内容に関しても話が出たかと思うのです。それはこのまま内容に関しても確認していったほうがいいのですか。

○議長（菊地浩二君） はい、どうぞ。

○議員（抜井尚男君） まず、総体的なことを確認したいのですが、このふれあいセンター事業が地域交流事業というふうな、この施設の移動によって、そういった事業趣旨が変わってくるみたいなのですか。

れども、この中では、いわゆる藤久保の拠点施設に移行するまでの間の、つなぎの施設になるというふうに理解していますけれども、今後このふれあいセンター事業は、このように地域交流事業をやっていくということによって変わっていくということによろしいのですか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

既存事業に加えて地域交流事業ということで考えています。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 例えば、今度のかしの木さんのところでは、障害者との交流とかというのは非常にしやすいと思うのですけれども、藤久保に移ったときに、果たしてそれが同じようにできるかということ、ちょっと難しいかなというふうに思うのですけれども、なぜここの今の場面で、この時期に事業の形態をなぜこのように変えられるのか。

それと、その理由と、それからあとは、今まで利用されていた方が、多分まだそういう交流事業等を含めた引っ越しになる、場所の移動になるということをご存じないと思うのですけれども、その辺の理解がいただけるのかどうかということも多少問題あるかと思うのですけれども、その辺どういうふうに考えていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

なぜ変えるのか、事業の趣旨を変えるのかということなのですが、基本線としては既存事業は継続しているのですけれども、そこに加えて地域交流事業というのが入ってきていると。これ何で加えたかという話としては、やはり今まで高齢者にやさしいまちづくり懇談会等で、高齢者にかかわる現状と課題というのを考えたときに、そういった事業を加える必要があると。要するに高齢者が活躍する場であったり活動する場が必要だと。これは今の事業ではなかなか意識として上がってこないのではないかというふうに思うのです。サービスを提供されるだけと言うと語弊があるのですけれども、そこから何かやりたい人が気軽にそこへ参加できる形を、やはりお金をかけるということの意味合いを付加価値という形であらわした結果、こういう地域交流事業という形になると思うのです。これは基本的に今おっしゃったとおり、この場所だからできるということもあるかもしれません。例えば、藤久保拠点に移ったときに、そういう地域福祉という視点で、利用者の方が意識が変わっていれば、ここを拠点として、例えば障害者の施設での交流事業はできないとしても、障害者理解を進めるといふ、その事業を、あそこ、場所が移ったところでまた拠点をつくっていくと。やはり一度できた拠点、北永井のかしの木ケアセンターは、さっき申し上げたように福祉避難所になっていたり、クールオアシスをやるための設備は整っています。これはもう継続して、その場所に募っていただくような形をつくって移転をしていくということをこれから事業者の方とも話はしていきたいというふうに思っています。福祉避難所は間違いなく、これはもう指定されているものなので、残っていくものでございますので、そういったものは残していきたいというふうに考えています。

それから、今までの利用者の方は、確かに来て、サービスを受けて、それで帰っていかれる。こういう方にこの話をして理解していただけるかということなのだと思いますけれども、これは私どものほうできちっと説明をして、参加をしていただきたいというふうに投げかけていく。これがもとで新たに人が呼べる可能

性というのを私たち期待をしております、そこが社協に頑張っていたきたい、我々も頑張るところかなというふうに考えていますので、最初はスタート時点、非常に理解してくれる方が少なかったとしても、町の方針としては、これをやっていくのだという、そういった決意でやらせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 社協が基本的に指定管理で進めるようでありますけれども、今話したように事業の内容としては、増加をするわけですよ。その辺で費用のこととかというのは、もう社協さんなりとお話はされているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 今指定管理というお言葉があったのですが、基本的には委託ということを考えています。施設を持っていないということと、一時的なものであることと、それから休館日がございまして、その間はめぐみ会が使用するということもあり得るということで、基本的には施設自体を公の施設には該当せず、事業のためにその場所を使うというふうな位置づけでございまして。

それとあと、事業については、こういう事業をやっていきたいということの方針をまとめるに当たっても、非公式な中で社協と、それからめぐみ会、私ども3者で話し合ってきて、それで必要な人員配置だとか、こういったものを検討してきていますので、社協のほうも十分理解してやって、むしろ社協が地域福祉をやっていく上ではこういった事業が必要だというふうな認識でいてくださっています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） それでは、最後ですけれども、藤久保に移るまでの間の施設ということでもありますけれども、先ほどの説明ですと、藤久保拠点ができ、ふれあいセンターが移動した後も基本的には継続して別の目的で使用はされていくような予定であるということですが、その確認と、それからあと、利用者が変わっていくだろうと。新しい利用者がふえるだろうと。当然今いろいろと何回も話に出てきている老連の方々には、場所もかしの木のほうに変わるという説明をしたり、その老連に関係する人たちにはその話が行くかもしれません。それ以外の、例えば地域交流をやりたいとか、障害者との交流をやりたいという人には、それなりのまたPRというか、していかないと、課長のおっしゃったように新しい利用者というのは生まれないと思うのですけれども、そこはどのようにやられていくつもりなのか、その辺をお願いします。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） まず最初に、移転後の形としましては、やはり基本的にかしの木ケアセンターが社会福祉法人である以上は、地域貢献ということをやっていかなければいけない、こういった考えに基づいて、その核として残ったものを活用して、その時に応じた地域貢献の仕方を、かしの木、めぐみ会とも話し合っていくと。今考えられるのが、先ほど言った福祉避難所が一番有効な方法かなというふうに思っております。そのほかめぐみ会ともまた相談をしていきたいということでございます。

それから、新しい利用者の確保につきましては、新たな事業形態を加えるわけですので、周知というのを、まだ明確な形で、こういう形でやりますというのは案はないのですけれども、社協がやる以上、まず社協だ

よりであるとか、それから町がやる以上、広報である、ホームページである、こういったものでやっていくのですが、もっと積極的に何かイベントを企画して、その周知を含めて新しい利用者呼び込んでいく。例えば、あいサポーター研修であるとか、それからいろんな事業を行っているわけですが、基本的にはそういった既存事業がこの場所でできるような形をセッティングしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 私のほうからも1点だけ聞かせていただきたいと思います。

今上富のほうのふれあいセンターは、9月末まで利用ができるということによろしいでしょうか。それと、あと10月から新しいところでしばらくの間お願いをするということなのですが、ここは構造物には手を加えないにしても、事務所をつくったり、または空調のリース、または床にカーペットを敷いたりという、そのような予算が承認された後にそういう改修が行われるということで、10月1日からきちっと使えるようになるのかどうか、そこら辺のタイムスケジュールについてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

基本的に準備を進めて、予算成立後、速やかに提供いただけるように打ち合わせを今しているところでございます。基本的には、施設に関しては、めぐみ会のほうでセッティングをしていって、応分の部分を運営、施設の管理費として、こちらの方でお支払いする方法を今考えておりますので、そういった予算成立後に速やかに提供ができるような形を今整えているというようなことでございます。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ぜひスムーズに行っていただきたいのですが、先ほどのお話、他の議員の方とのやりとりの中で、事務所も設置しなければならない。また、引っ越しもしなければならない。機材も設置しなければならないという結構大きな作業があるのかなというふうにも思うのです。それが例えばどのくらいの期間でそういうことができるというふうに見積もっていらっしゃるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

今言ったように、機材等の移設とか、そういったことに関しては、我々のほうとしては、この期間でやっってくださいという形で目安を示した上で、今打ち合わせをしていただきたいというふうに思っておりますので、速やかに移れるような形で今打ち合わせをしているということになります。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項1、ふれあいセンター事業についてを終了いたします。

休憩をいたします。

ちょっと時間が短いのですが、再開時間10時30分といたします。

(午前10時25分)

○議長（菊地浩二君） それでは、再開いたします。

(午前10時30分)

◎広域ごみ処理施設等建設事業に係る追加変更について

○議長（菊地浩二君） 協議事項2、広域ごみ処理施設等建設事業に係る追加変更についてを環境課長より説明お願いいたします。

○環境課長（早川和男君） 皆さん、おはようございます。

全員協議会、当課題、案件ということで貴重なお時間をつくっていただきまして本当にありがとうございます。きょう説明資料ということで、2点ほど、大きく分類しますと2点ほど資料的にまとめてきました。

まず1点が、来る9月議会に一般会計補正予算ということで工事の変更あるいは工期の延伸による負担金の増ということで補正予算のほうを計上させていただきたいと思っております。それにかかわる内容の説明です。

そして、2点目が参考資料ということで幾つか資料をまとめてきました。当該広域ごみ処理施設建設事業、振り返りますと、用地買収等々始まって5年が経過しております。それまでに、この5年間の間にどのぐらい三芳町が、この工事にかかわる負担金を出しているか、あるいはこの三芳町の一般廃棄物の処理行政、10年以上、15年ですか、共同処理ということで、旧上福岡と一般廃棄物の処理行政を行ってまいりました。それら経緯を踏まえまして、資料としてまとめてきました。時間等の関係もありますので、細かい詳細内容については、まず1点目については、来週ですか、視察のほうも、議員さん方の視察も予定しております。そのときにいろいろお聞き願えればと思っております。

それでは、早速でございますが、1点目の広域ごみ処理建設事業費負担金の説明ということで、まず1ページ目をおめくりください。順を追って説明申し上げますと、まずふじみ野市の一般会計補正予算、これは6月議会でございますが、第2号ということで、広域ごみ処理施設等建設事業費の補正予算ということで3億6,011万7,000円、こちらのほうが計上され、可決しております。そして、これに伴う当該工事契約の変更を9月議会に予定しているということでございます。

そして、今回の約3億6,000万円の事業費の増額の理由でございますが、工期延長に伴う建設費用等の増加、こちらは議員の皆様方ご承知かと思えますけれども、同じ3ページ目のほうに5として書いてありますが、5カ月間工期が延長されました。旧太陽の家の敷地から産業廃棄物の埋設物あるいはその調整池の汚染土壌の処理ということで、本体工事、焼却炉があります工場棟の本体工事が7カ月間おくれたことによる工期延長に伴う建設費用の増加分ということでご理解をお願いしたいと思っております。

3番目、ふじみ野市のほうで事業費の増額ということで3億6,000万円、それではこれにかかわる三芳町の負担分ということで、3番目になりますが、三芳町の負担金については1億2,290万2,000円、こちらのほうの金額を9月議会、三芳町の一般会計補正予算（第3号）のほうに計上させていただきたいと思っております。

その内容についてご説明を申し上げます。まず、全体の増額された事業費3億6,111万7,000円、そちらの

ほうの増額あるいは減額の内訳を4番の表に雑駁に書いてございます。大きく分けると、1の土木建築工事、2点目がプラント工事、そちらのほうの工事費用の増額でございます。まず、土木建築工事、こちらについては、全体では3億3,392万6,000円ほどの増額です。プラント工事につきましては2,619万円、合わせますと約3億6,000万の契約変更、増額ということになってございます。

そして、まず1番目の土木建築工事、こちらのほうの工期延伸分の負担増ということで、2億5,600万ほど、建築でいいますと間接経費の増額になります。主な内容でございますが、こちらにも書いてありますが、建築工期7カ月の延伸。追加費用ということで、人件費、建設事務所のリースということで2億5,600万ほどの間接経費の増額になっております。

そして、土木建築工事の1点目、2点目、3点目ということで工場棟あるいは管理啓発棟、全般、その他ということで、簡単に申し上げますと、まず工場棟につきましては、見学者、見学コース、先般こちらのほうの施設を視察していただいたときもごらんいただいているかと思いますが、工場棟のほうに一般の住民の方々が見学できるコースがございます。そちらのほうの安全対策ということで、手すり等の設置、それとランプウェイ、こちらのほうは工場棟に運搬用のトラック、入り口、出口でございますが、そちらのほうへのシャッター等の仕様、変更することによって、こちらのほうは減額になっております。

それと、2番目の管理啓発棟、こちらのほうの変更事由については、ちょうど管理啓発棟から工場棟へ行く渡り廊下のほうの窓形状の変更、それと1階の事務室ですが、現在も使用しておりますが、防犯用のシャッターの設置等々、こちらのほうが3,534万ほどの増額になってございます。

それと、全般を通して、まずこちらのほう、①でございますが、管理棟使用による仮設プレハブリース、これは減額でございます。管理啓発棟のほうが使用できる状態になりましたので、それに伴うリースされていた仮設プレハブ等の費用が減額されたということです。それとあと、当初こちらのほうの事業については、基本的には基本設計に基づき、あるいはその要求水準、それに基づいて施工されているわけでございますが、施工の具体的な段階において、施工者あるいは担当者、管理者ということで工事仕様を決めていく形で工事が進められております。当初要求水準等になかった部分というふうなところで増額の経費を見込んでいるような状況でございます。

話のほうは戻りまして、その全般のほうで②、③、定礎の設置あるいは慰霊碑の移設、それと計量棟、進入、搬入路ですか、運搬車が搬入するところに計量棟がございますが、そちらのほうの安全対策ということでいろいろな設備を追加してございます。

そして、4番目のその他、こちらのほうでございますが、東脇に遊水池、大きな遊水池がありますが、そちらのほうの敷地内に、これは現在上福岡の清掃センター敷地脇にございますが、ドッグランがございます。遊水池の敷地内に一部を、ドッグランの現有施設の代替工事ということで経費のほうを計上させていただいております。

続きまして、プラント工事の増額部分でございますが、7カ月間の工事延伸による負担ということでは、1,863万円の間接経費の増加になっております。

そして、設備の追加ということで、井水遠隔操作、こちらのほうのシステムを追加してございます。こちらのほうは756万円、こちら井水、水のほうを、現在もそうなのですけれども、衛生組合のほうの井戸から供給を得ております。新しい施設においても、現在衛生組合のほうにある井戸を、そちらのほうから配管を

通しまして、水のほうを使用するような形になってきております。それにかかわる遠隔操作の設備でございます。このようなことから合算しますと、全体の事業費の増加分3億6,011万6,000円の増額でございます。参考で表記しましたが、この全体の3億6,000万のうち工事延伸分、土木建築工事あるいはプラント工事にかかわる7カ月間の工事延伸部分の間接経費の増額については2億7,469万8,000円、全体の約76.3%が工期7カ月間の延長に伴う増額になってございます。

5番目については、先ほども説明しましたが、7カ月間の工事延伸の理由、こちらのほうについてはちょっと自分のほう、そのとき環境課担当しておりませんので、具体的なあれはわかりませんが、廃棄物、ちょうど現工場棟、焼却施設がある、そのところは旧太陽の家敷地でございます。こちらのほうの敷地のほうを調査したところ、産業廃棄物の埋設物が発見された。それを撤去する、工期は行いました。

それと、2点目が調整池の汚染土壌処理工事と、大変その建設地、低い場所でございます。水ですか、地下から湧き水が出まして、それをとめるための止水の矢板工事ですが、そちらのほうが行われた状況でございます。下の表については、変更前、当初の計画の工期、そしてこちらのほうの延長になった部分ですか、追加工事された部分を工事を完了した後、工場棟が着工したのが平成26年10月着工ということで、当初は27年度末、28年度からこの新環境センター供用開始でございましたが、完了、供用開始の時期が延びまして、平成28年10月末引き渡し、そして11月から運行、供用開始となっております。

6番目については、先ほど4番目のところで工事の種別あるいは増減経費の内訳ということで説明申し上げましたが、それぞれの項目、具体的に細かいところまで表記をしております。当然追加された工事あるいは当初設計段階で入れておりましたが、仕様変更あるいは構造変更によってマイナスの部分も出ています。それら増減をいろいろしました形での表が4ページ、5ページ書かれておりますので、こちらについては来週視察のときにご確認等をいただければと思っています。

そして、現在の状況でございますが、工事等行われている部分もございます。そして、工場棟については、焼却炉、今月、先週ですか、7月14日から燃えるごみ、そちらのほうの試運転が開始されております。来週視察のときには、実際に一般廃棄物、要するに家庭から出るごみの許可業者の搬入が行われておりますので、そちらのほうもごらんいただけるものと思っております。この1番目の9月議会への一般会計補正予算、三芳町の負担金については、1億2,290万2,000円ですか、そちらのほうを計上させていただきたいと思っておりますので、まずはご理解のほうをお願いしたいかと思っております。

それでは、2点目の広域ごみ処理施設等建設事業、これについては先ほど申し上げたとおり、平成24年度、土地の用地買収からスタートしまして、具体的な事業でございますが、25年度から契約が行われ、工事が進められてきた経緯がございます。そちらのほうを年度ごとに整理をしてきました。そして、まずごらんいただきたいのは、9ページでございますが、それでは27年度、いわゆる昨年度までの間に三芳町からどれほどの負担金がふじみ野市へ、この工事にかかわる経費として負担をしているかというふうな表を作成してまいりました。9ページの参考資料2になりますが、こちらのほうを説明をさせていただきたいと思っております。

まず、24年度から27年度の合算額、まずは建設事業、要するに本体部分です。建設事業費、建設負担分、あと事務経費分、そして管理委託と書いてありますけれども、管理のほうです。建設管理、管理業務を委託してございますので、そちらのほうを含めた建設事業費として、この4年間で、27年度までの間に三芳町の負担金は23億164万1,000円ですか、こちらのほうを負担金としてふじみ野市へ負担してございます。

2点目、施設用地取得費については3億1,861万8,000円、面積3万5,000平米、そして全体の当初の見込み経費については、三芳町負担額は4億6,000万ですか、そしてこちらのほうでございますが、3番目、既存用地分ということで、こちらは市所有地、旧太陽の家の敷地については、19年間で分割して負担金を支払うというふうな契約をしてございます。全体経費は8,500万ほど。ですから、敷地に関する三芳町の負担金については、全体については28年度見込みも含めると4億2,200万ほどですか、ですから当初4億6,000万ほど見込んでいましたけれども、19年間分割した市所有地分も含めると、約4億2,000万ほどの負担金を支払うことになります。

それと、4番目、周辺整備事業費ということで、こちら建設地、ふじみ野市駒林、建設する上で、地元の皆様方の理解、そして協力ということで、駒林地区あるいは下福岡地区、そして富士見市の南畑地区ということで協議会のほうを設置してございます。経費がかかるということで、周辺整備事業、駒林地区、そして下福岡地区それぞれ地域要望ということで、周辺整備をふじみ野市のほうで進めてきている状況でございますが、こちらのほうの三芳町の27年度までの事業費負担、こちらについては約1億184万2,000円ほどです。28年度についても予算計上してございますので、この経費を含めると1億763万8,000円、周辺整備事業に対する三芳町の負担金については、こちらのほうの額が支出される予定となっております。周辺整備事業費、これはこの建設する前の段階として、地元といろいろ協議を進めてまいりました。全体の周辺整備事業、ふじみ野市で見込んだ経費は約10億円、いろいろふじみ野市と協議、調整した上で、三芳町負担額は、当初推計1億8,000万ほどかかるという形で計画、事業費のほうですか、算出して、現実的にはいろいろな工事の関係がございまして、1億700万ほどの負担金が払われる見込みとなっております。これが24年度から27年度までの三芳町のふじみ野市に対する当該工事に関する負担金の全体像というか、そのような金額の内訳でございます。

では、戻りまして、6ページですが、こちらのほう、これまで長年にわたって、この広域ごみの建設事業にかかわってきた議員さん方、十分ご理解のほうはしていただいているかと思っておりますが、新たにこちらのほう、いろいろ情報的にお知らせですか、していきたいというふうなところで表のほうはまとめてきております。

まず、簡単に全体の表の説明を申し上げますが、まず平成14年、今から約15年ほど前になりますが、三芳町の清掃工場が稼働停止、そして三芳町と旧上福岡市との間で一般廃棄物の共同処理が開始されました。その後、平成19年、ここが一つの広域ごみ処理建設事業のスタート地点になるかと思いますが、ふじみ野市、そして三芳町において、広域ごみ処理施設建設準備室が設置されました。それと同時に、広域ごみ処理施設等検討委員会、ふじみ野市・三芳町合同会議、こちらのほうの合同会議については、直近ですと28年3月に行いましたが、議員さん含め住民の代表者、ふじみ野市、三芳町からの代表者ということで合同会議が設置され、ことしまでに22回ほど会議が開催されました。重要な事項報告、そして確認をした形で、この建設事業が進められた経緯がございまして。そして、この会議において、新しい処理施設の稼働目標年度を10年後の平成28年度、本年度とすることを確認してございます。その後、20年、21年、まずごみ処理行政については、埼玉県、県のほうの指導ということで、広域化というものが進められてきております。そして、三芳町はふじみ野市、要は旧上福岡市、大井町との間でごみ処理の広域化を進めるということで埼玉県の位置づけがなされてきております。

そして、その後、まず建設に係る事業ということで取りかかったのが、新たな環境センターの建設候補地、こちらのほうを選定委員会、検討委員会を設置いたしまして、まずふじみ野市、三芳町、それぞれ4カ所を抽出、その後検討委員会によって、検討結果が出され、平成21年の年末に、最終的には市長、町長会談による、現在の建設されている場所、ふじみ野市の駒林地区を候補地として決定をした経緯がございます。そして、当該施設の整備、当然ふじみ野市、三芳町、広域的なところで建設事業が行われます。いろいろな課題においては、それぞれ協議の上、協定書あるいは覚書等々をまとめた上で事業が進められてきております。

そして、この22年の段階において、これにかかわる経費、経費についてはこちらのほうに記述いたしましたが、事業費の負担割合ということで、22年のこの段階において決めてきました。よく言われますが、三芳町、この事業に関する経費負担割合については34.128%、簡単に言っていますが、均等割が20%、ごみ量割で80%、そちらのほうの割り返ししますと、この事業に関する三芳町の負担金については、こちらのほうの数値となっております。この段階において、施設規模というものをまとめたところでございます。地域循環型社会形成推進地域計画というふうなものを作成いたしまして、当初熱回収施設（焼却施設）でございますが、160トン、リサイクルセンター35トンということで整備事業費、建設事業費については182億円ほどを見込みました。土地取得についても、約2万7,000平米ということで、こちらのほうの経費となっているような状況でございます。

その後、地元との協議、調整、そして22年3月の段階でございますが、事業手法、こちらのほう、DBOという一つのPFIの契約の一つでございますDBO、デザイン、ビルド、オペレーションということで、一括して一事業者に包括的に委託する方式でございます。これを採用した形でこの事業を進めようというふうな報告書をまとめました。このときにシミュレーションしたのが、当然設計、建設、運営、それぞれならばらで契約した場合、従来方式ですと約263億円かかるのではないかというシミュレーションを出しました。そして、このDBO、PFIの一つでございますが、DBOでやると243億円、この程度で経費、この程度というのは大変言葉が適切ではないですけれども、243億円の試算を行いました。

そして、次に、いろいろその事務を進めまして、23年ですか、23年になりますと、要は委託を行う業者を選定するというふうな事務に流れてきております。そして、24年2月に、広域ごみ処理施設基本計画設計、こちらのほうの計画設計、現在建てている基本になる設計でございます。施設規模あるいはそれぞれの、この施設に何をどのように設置、整備していくかというふうな形で基本的な計画設計を策定いたしました。これに基づき要求水準書、事業者を選定する上で、入札公告をする上で水準書を作成していきますが、まずはそのもととなる基本計画設計を策定いたしました。こちらのほうの内容でございますが、ちょうど7ページの中段になりますが、土地の面積、そして熱回収施設、この段階において将来のごみ推計行ったところ、ごみ量が減っていくのではないかということで、日量142トン、リサイクルセンターも21トンというふうな、本体部分の心臓部ですね、容量的には減少したというふうな状況でございます。それと、余熱利用施設と発電エネルギーの活用、施設配置計画、敷地内の動線、車両運搬の導入計画、それと啓発等ございますので、そちらのほうでの設計に係る基本方針をまとめてございます。これに基づきまして、要求水準がつけられた経緯でございます。

そして、24年3月、要は24年度末でございますが、この段階において、ふじみ野市の旧大井町の清掃工場、こちらのほうが閉鎖されました。そして、ふじみ野市から排出される粗大ごみについては、三芳町の清掃工

場で処理、それとともに旧大井町に最終処分場がございます。そちらのほうの最終処分場から出る水、雨水、浸出水と言われていますが、そちらのほうの水については現在三芳町の清掃工場のほうで処理を行っております。そのような形で、大井の清掃工場が廃止されることによって、ふじみ野市と三芳町の廃棄物処理施設ですか、若干変更になりました。

そして、24年の4月の段階になりますと、事業者選定関係になります。事業者選定については、先ほど申し上げた基本的な設計に基づいて要求水準をまとめ、そして入札公告を行い、2グループというふうな形で提案がございました。それに基づいて選定委員会、審査委員会によりまして、現在の企業のほうが落札、落札金額については、こちら表にございますが、203億4,611万で落札がされた経緯がございます。そして、25年3月に、ふじみ野市議会で契約締結が行われた状況でございます。

続いて、8ページになりますが、その後、建設が進みまして、まず余熱利用施設、現在のエコパでございますが、そちらのほうの設計、施工を行いました。そして、本体工事に差しかかる段階での地盤調査、先ほど、今回の補正のほうに入っておりますが、太陽の家の敷地からの産業廃棄物の排出、あるいは調整池の水のとめるための矢板工事、土壌改善工事が7カ月間行われまして、本体工事がおくれたというふうな形になってございます。

そして、28年1月、ことし1月になりますが、今度は運営の段階に入ります。完成が本年、28年10月末、10月31日から引き渡され、運営が行える段階になってきました。28年の1月の協定締結ということで、その事務に関する協定書を締結いたしました。事務に関しては、事務委託ということで、三芳町の清掃行政、清掃に関する事務については、ふじみ野市に委託するような形で行うということで協定書を締結いたしました。その負担割合については、いろいろ経費ございますが、均等割20、そしてごみ量割80%で算出、本年度の28年度の予算にも計上してございますが、これらの協定書に基づいて経費のほうを負担していくような形になってございます。

そして、先月でございますが、焼却炉熱回収施設、炉のほうが完成いたしまして、火入れ式を行いました。そして、今月に入りまして、まだ試運転の段階でございますが、まずは燃やすごみ、14日から新環境センターのほうで試運転を開始、そしてその下の表になりますが、今後の予定ということで、今燃やすごみ、そして9月から資源ごみ、そちらのほうの試運転が開始されます。そして、10月については末の段階で、先ほど申し上げましたとおりでございます。11月に新環境センターの竣工式、そしてその周囲においてオープニングイベントを開催する予定となっております。

また、三芳町の清掃工場に関しては、10月28日をもって稼働を停止いたします。そして、家庭ごみの持ち込み、現在やっておりますが、持ち込みについてもこの日といたしました。ですから、新しい環境センター、一般の住民の皆様方は、今の段階は試運転なので、持ち込むことはできません。10月31日からは、新たな新環境センターへの持ち込みが可能となります。それまでは三芳町の清掃工場において持ち込みを受ける状況でございます。

それがこれまでの経緯でございます。あと、次に9ページ、参考資料の3になりますが、工事の請負契約の経緯を表記いたしました。ふじみ野市で契約議決は行っております。それに伴う負担金の補正に関する三芳町の審議については、同時期に行っておりますが、請負契約の経緯についてはごらんのとおりでございます。平成27年、昨年からですか、どうしても調整池の土壌処理あるいはインフレスライドということで物価

等の上昇、人件費の増加ということで、昨年の9月の段階において変更契約、約10億ほどの変更契約を締結しております。そして、ことしの3月には、つけかえ道路の工事あるいは余熱利用施設の工事等々で、3月の段階において変更契約を締結してございます。そして、今回この負担金にかかわる変更契約については、工期延長等による工事請負契約の増額分については、9月のふじみ野市の議会を予定しているということでございます。

それと、今度10ページ、11ページになるのですが、表なので非常に見づらい部分もあろうかと思いますが、まず10ページ、簡単に説明のほうはいたします。10ページについては、年度ごとの予算額と決算額の推移を一覧しております。当初の財政計画、財源計画等かなり変更している状況もうかがえます。というのは、工期が、この工事自体が完了、検査、そして出来高払いという形式をとっておりますので、当初予算計上した額に対してどれだけ工事が完了したかで支出、三芳から見ると、その負担、負担金をふじみ野市へ払うというふうな形、行っておりますので、24年度、25年度、特に25年度については、当初の予算額よりもかなり決算額が少なくなっております。冒頭申し上げましたとおり、24年度から27年度の広域ごみ建設事業にかかわる三芳町の負担金額ということでは、全体については、その決算額の欄ですが、24から27の合計額、28億5,400万ほどがこれまで三芳町のほうからふじみ野市に負担された事業にかかわる経費でございます。建設、用地取得、地域整備事業分ということで28億5,400万ほど負担金を支出してございます。

そして、11ページですが、次の表でございますが、こちらの表については、今度それぞれ事業項目ごと、建設事業、施設用地取得、周辺整備、事業項目ごとの細かい年度ごとの三芳町の負担金額を一覧表にいたしました。1番目の建設事業費、本体工事になりますが、建設負担分、事務管理分、そして管理ですか、管理にかかわる管理委託部分ということで、こちらのほう少しご説明申し上げますと、項目負担ということで事業費、要するに三芳町の対象事業費ですね、それにかかわる交付金額、これは国からの社会循環型の交付金でございますが、国からの交付金がどの程度来て、それに対して三芳町の負担金はこれだけの金額、そしてふじみ野市の負担金についてはこれぐらいの金額ということであらわした表でございます。28年度、ちょうどことし3月に28年度の前倒し事業費ということで、27年度予算で計上させていただきました。全額繰越明許ということで、28年度予算のほうに組み入れる形をとっております。そして、28年度においても、周辺整備事業ですか、こちらのほうは予算計上しておりますが、それらを踏まえた形で項目合計を出しております。1の建設事業費については、三芳町の対象事業費125億円に対して国の交付金が34億円、これに対する三芳町の負担金については31億円、ふじみ野市の負担金については60億円ということで、負担金ですか。ですから、今回28年度が完成、引き渡し、供用開始になりますので、最終的な予算の決算というふうな形になろうかと思っております。こちらの表は、そんな形でござらんいただければと思います。

最後の表でございますが、三芳町の一般廃棄物行政、ふじみ野市との共同処理を行ってきました。その共同処理にかかわる経費、なかなかこれまでの経緯ということでは、決算、予算の段階ではご説明した経緯はあるかと思えますけれども、ちょっと比較ということで推移のほうを表としてあらわしました。22年度、24年度、27年度、何が違うかといいますと、まず22年度については、23年度末、24年度において、その前は領域ですか、処理対象区域が三芳町と旧上福岡市となっております。24年度については、大井町の清掃工場が閉鎖されたため、対象区域、要するにごみの共同処理区域が三芳町とふじみ野市という形になりました。一番直近の経費負担、事業費負担ということでは、27年度、去年度の数値、事業経費を表記したものでございま

す。太枠で囲った合計共同処理経費ということで若干説明申し上げますと、まず22年度、三芳町と旧上福岡市で共同処理した当時については、共同処理経費5億9,000万、それに対する三芳、これごみ量で計算しておりますので、三芳町のほうは2億5,000万ですか、ふじみ野市が3億3,000万ほど、大井町のほうが領域で入ってきますと、当然ごみ量の比率が変わってきます。三芳町のごみ量が下がりますので、24年度については全体経費は6億8,000万でございますが、三芳町の負担分は2億3,000万ほどに下がってございます。27年度については、去年度でございますが、6億3,000万の共同処理に対して、ごみ量割が若干下がりましたので、2億1,000万ほどが三芳町の負担金となっております。これが28年11月、要は供用開始、新環境センターが供用開始されますと、三芳町から排出される家庭系あるいは事業系のごみ全てにおいて、新環境センターのほうで処理が行われる状況になります。こちらの表、三芳町からふじみ野市へ搬出される搬出量あるいは搬出するためのトラック、小さな文字で大変恐縮なのですが、「ラック2トン運搬車」と書いてありますが、これ「ト」が抜けていました。1日平均47台ほどのトラックが新しい環境センターのほうに搬出される計算になります。このようなことから、三芳町の廃棄物については、新環境センターのほうで量あるいは実際に持っていくトラックの台数ということでご理解のほうを願えればと思っております。

大変かいつまんで、長くなりましたが、説明については以上でございます。

○議長（菊地浩二君） ありがとうございます。

では、細かい点につきましては、議案審議ですとか、あと視察等がありますので、そちらでお願いしたいと思えます。大きな点について何かありますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。説明ありがとうございます。

先ほど2ページで、広域ごみ処理施設等建設事業ということで、補正で3億6,011万7,000円ということで、この理由が建設工期の延伸になるわけなのですけれども、旧太陽の家と調整池の汚染、両方とも汚染問題だったのですけれども、これは実際にはふじみ野市の旧上福岡のものだったと思うのです。それなのに、先ほど工期延伸による増額の経費は2億7,469万8,000円ということでありまして、こういった理由が旧上福岡市のほうにあると思うのですけれども、負担割合としては、そういった延長に伴う理由にかかわらず、均等割とごみ量割で行われていくと思うのですけれども、その辺はそのように捉えた説明でいいのかどうか、まずお聞きします。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） まず、ただいまのご指摘のあった旧太陽の家の敷地あるいは調整池からの産業廃棄物の排出、その処分工事、これに関しては、ちょっと9ページですか、ごらんいただきたいと思うのですけれども、これは三芳町のほうの負担金の審議のときにも説明があったかと思えます。調整池、ちょうど資料3、工事請負契約の経緯、こちらのほうをごらんいただきたいと思えますが、こちらのほうの調整池の土壌処理あるいは止水対策ということで、4億8,000万ほど、これは旧太陽の家の敷地分も入ってございます。工事費あるいは土壌処理に対しては4億8,000万ほど経費がかかってございます。しかし、この経費に対する三芳町の負担金の内訳でございますが、工事に対しては三芳町は負担金を支出しました。その排出された廃棄物の土壌、これに関しては、処理費に関しては三芳町のほうは、今議員さん言われたところが視点かと思えますけれども、旧上福岡市の過去の建設というふうな形で、処理費に関しては三芳町は負担金を

支出してございません。ですから、若干説明申し上げますと、この4億8,700万の契約変更をしておりますが、これに対して三芳町が支払った金額は4,600万です。1割ぐらいが実際の工事費、工事費に関しては負担金を支出したというふうな形で、まず当時三芳町の負担金を、要するに協議のもとで減額したということは何ってございます。

それとあと、今の工期延伸については、理由についてはこれまで説明、先ほど説明したとおり、7カ月間の工期が廃棄物処理にかかった。そして、廃棄物処理が終わって本体工事、焼却炉の建設が始まった。大きな理由は、廃棄物の排出というふうな事情がございますが、全体工事の中でいいますと、やはりいろいろな事象、いろいろな困難な課題というものが生まれてきます。やっぱり長期にわたっての大規模事業でございます。その延伸にかかわる負担分については、今回協議のもと、三芳町のほうにおいても負担を行うべきではないかというふうなところで協議がまとまった状況がございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は全部ふじみ野市が負うべきだということは言ってはいませんが、その原因、そもそもの原因がそういった汚染物質があったということで、旧上福岡市の持ち物だったので、ですから先ほど言ったように、平成27年のところでは排出については三芳町は負担はしていなかったという、過去そういうふうになっているのです。ですから、ここの中でも、先ほど工期延伸はそういった理由に基づいたものですから、果たしてこの金額を出すことが妥当なのかどうか。やっぱりもともとの原因が、延期になった理由がそういうところなので、私はその辺も考慮して、町負担を減らすべきかなというふうに捉えたのですけれども、その辺は町長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 先ほどの答え以上に何かありますか。ないですよ。なので、これにつきましては、議案の中で判断をしていただくようになると思います。

あと、これにつきましては、前期で全協でも説明があつて、2期目以上の議員の皆さんはご存じかと思うのですが、どういう経緯でどうなったというのはしっかり協議をしてきた中でまとまった事項でもあろうかとは思いますが。

ほかには何か。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） もう一点だけ、ちょっと細かいところなのですが、3ページの5番の2番で、ここには封じ込め対策を実施するとあったのですが、初めは封じ込め対策を実施するというお話だったので、最終的には土壌撤去ということもお聞きしているのですが、その辺について正確なところを。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 私もこの話については、ただ聞くところによるというところが前提になります。当初そのまま封じ込めた形で覆土するというふうな形、経費の問題があったかと思えます。しかし、その封じ込め対策ですと、おおむね10年間ぐらい環境調査、やはり封じ込めてしまいますので、地下水に影響が出るのではないかというふうな懸念がございますので、西部環境のほうから10年間モニタリングをなささいというふうな何か指導があったようでございます。それを回避するためというふうな形で産業廃棄物の土壌を

撤去したという、そちらのほうが今後周辺への影響は少ないだろうということで、これは実施しなかったというのは聞いてございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、もう一度、ここではもう議論は終わりにしますけれども、最終的には封じ込めではなくて、私は先ほど言いましたように、撤去という方法をとったと思いますので、正しいことを書いておいていただきたいので、後で調べてもう一度、訂正するなり、このままでなら結構ですので、調べておいてください。

○議長（菊地浩二君） では、この件につきましては、視察のときまでに回答をいただくということでよろしいでしょうか。よろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） お願いします。

では、続いて抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 確認を1点したいのですけれども、今回この主な増額経費の76.3%が工期延長による。その理由が先ほど来出ているように廃棄物の処理等にかかったと。ここの旧太陽の家は、新しいごみ焼却施設の敷地になるかと思うのですけれども、施設用地の取得の費用に関して三芳町も負担をしていると思うのですけれども、この中にこの敷地も当然含まれていますよね。確認です。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 含まれております。若干つけ加えますと、旧太陽の家の敷地、三芳町が19年間の分割で支払う市所有の土地です。これが旧太陽の家の敷地となっております。要するに市所有の敷地に対しては、毎年四百四十数万円ですか、払う場所となっております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） そのことでもう一回確認ですけれども、そうすると三芳町は必要とされるその敷地を購入する当たっては、その費用を応分を負担したわけでありませぬ。その応分の負担をした、購入をした、いわゆる敷地から今回延長される理由となった、要するに土壤の汚染があったということでありませぬ。その土壤の汚染があったことに対して、結局工事が延長して2億7,000万ぐらいの費用がかかるのに対して、やはり三芳町はその負担をまたするというので今ここに出てきているということで、確認ですけれども、よろしいのですか。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） はい、そのようなご理解でよろしいかと思えます。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 形は正確には違うと思うのですけれども、要はそうしますと旧上福岡市、ふじみ野市が持っていた土地を、新しい施設を建設するために共同でというか、基本的にはふじみ野市のものですけれども、購入をしてお金の負担もしたと。その買ったその敷地から出てきた、いわゆる汚染物があったので、ふじみ野市としては、処分費は自分のところで持ちますよと。工事費に関しては負担をしましたがけれども。

今回その影響によって工事が延びたその費用に関しては、三芳町さん、応分の負担をしてくださいねということを行っているということでよろしいですね。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） はい、そのとおりかと思えます。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、この件につきましては、以上としたいと思います。

またあと見て、25日に視察がありますので、そのときまでに資料の追加とかがあれば事前に言っていただければ、そろそろものはそろいますし、そろわないものはおくれるかもしれませんが、配慮していただくということでよろしいですか。

では、以上で協議事項2、広域ごみ処理施設等建設事業に係る追加変更についてを終了いたします。

暫時休憩します。

（午前11時24分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◎竹間沢通西地区の都市計画の現状について

○議長（菊地浩二君） 引き続き協議事項に入ります。

3番、竹間沢通西地区の都市計画の現状について、都市計画課長、お願いいたします。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） それでは、改めましておはようございます。都市計画課長の鈴木と、こちら都市計画担当の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。着座の上、説明させていただきます。

本日の全員協議会では、竹間沢通西地区の現状についてご報告をさせていただきたいと思えます。竹間沢の通西地区は、竹間沢の西に位置をし、東側は国道254号に接し、南は新座市、西は所沢市の行政界に接しています。お手元に資料がありますようでしたらごらんになってください。面積は約17ヘクタールで、区域内は主に耕作地であります。割合は約7割弱を占めております。各道路沿いではコンビニや飲食店などの店舗、工場、駐車場、パチンコ店や倉庫などの土地利用もされております。なお、区域は全域が市街化調整区域であり、大部分が農振興地域の農用地区域に指定をされています。当区域は、第5次総合計画におきましては工業系と位置づけられており、また都市計画マスタープランにおいては、工業地域を通西地域と生出産地域に集積し、住宅と工場のすみ分けを図り、工業ゾーンにするとの位置づけがされております。当区域は、国道254に接し、所沢インターチェンジより約2キロ、三芳のスマートインターチェンジより約5キロ、みずほ駅まで約2キロという好条件に恵まれ、物流拠点や工場の立地先として高いポテンシャルを秘めております。

地権者の方の中には、総合計画にのっとりまして、一日も早く工業系として整備を進めてくださいという声も届いております。ただし、当然のことではございますけれども、都市計画のまちづくりにおいて最も大切なのは、全ての地権者の方の意向でありますので、強引に事業を進めるということではできません。都市計

画課では、地権者の方の意向確認のための土地利用に関するアンケート調査を過去2回行ってまいりました。平成20年10月に実施した第1回目の調査では、送付件数が65件、回収件数58件、回収率は89%でした。その中で区画整理などを行って、「工業ゾーンとして市街化区域に編入したい」と回答した方は33件、およそ50%でございます。対して、「このまま市街化調整区域でよい」と回答した方は24件で、未記入1件、未提出7件を含めると、同じく約50%という結果になります。その後、平成26年2月に第2回目の調査を行いました。こちらは送付件数が77件、回収件数が56件、回収率は73%となっております。前回と同様に、「工業ゾーンとして市街化区域に編入したい」と回答した方は26件、約34%、「市街化調整区域でよい」とした方は24件で、未記入の6件、未提出の21件を含めると約66%となります。地権者意向調査を2回行った結果におきましては、未提出の方の割合を考慮しましても、市街化区域編入には賛成、反対が半々程度の比率となり、都市計画事業を進める上で非常に考え方としては難しい結果となっております。

その結果なども勘案して、都市計画担当では、昨年からことしにかけて、反対の立場の地権者の方をご訪問いたしまして、いろいろとお話を伺っている現状であります。個人の財産の問題でありますので、いろいろと難しい部分は多々ございますが、少しずつでも前に進めていきたいと考えております。

都市計画課としては、以上でございます。

○議長（菊地浩二君） 今回この件が協議事項に挙がりましたのは、まちづくり懇話会で、地域のほうで説明があったこともあって、あと議員の中では知らない、この計画自体を知らない方もいらっしゃると思いますので、情報の共有というか、そういった形で協議事項に盛り込ませていただきました。

今の説明に対しまして、何か質問等ありますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

課長の言われるように、前にもそういった説明があったときに、やっぱり地権者がこのままでよいというほうが、そちらのほうが割合がちょっと多いので、この計画的には難しいような、そういったお話を前に聞いたことがありますので、私もそれをよかったなと。そのままよかったなというふうに思っていたのですが、このままでよいという人の訪問を意見を聞いているということなのではございますけれども、どのように意見を聞いているのか。そっちの誘導的な聞き方ではないと思うのですが、その辺のちょっと詳細について、どのようなことをしているのか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

意見のお伺いの仕方なのではございますけれども、あくまでここは総合計画の中ではこうなっていますということはお伝えはしていますが、もう必ずしもすぐにやるのだとか、そういった聞き方ではなく、過去2回文章による調査だけでしたので、一応生のご意見といいますか、お話も伺ってみようという意向でお伺いさせていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 細谷でございます。

私のちょっと聞き間違いだったらごめんなさい。最初の意向調査が65件の発送で、次が77件というふうにお聞きをしたのですが、それでよろしいのでしたっけ。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） その件数が、発送件数がふえたというのは、当然土地の分割をされて、相続なり、あるいは新たに、あそこは調整区域ですから、建物が建たないことが前提ですけれども、そういった相続とか、そういった形で地権者がふえたということでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） もう一点済みません。

先ほどの77件で56件の回収ということですが、市街化に編入というか、を希望というか、そういう感じが26.34%、調整区域、現状のままでいいというのが66%でございますけれども、これを面積的要件にしたらパーセンテージはどうでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

市街化編入にしたいと回答された方の面積割が約37%、市街化調整区域でよいとした方と未提出の方をプラスしますと約63%ということになります。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

町内と町外の地権者の方の割合というのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

済みません。ちょっと面積割でしか出ていないのですけれども、町外の方が3万9,692平米に対しまして、町内の方が7万9,273平米ということになっております。難しいな、4対8ぐらいになるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

先ほど25年度の市街化へというのが26件、面積割で37%ということだったので、これの町内、町外の割合というのはどれぐらいなのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

その反対、賛成、町内、町外ですか。という意味でしょうか。

○議長（菊地浩二君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 市街化へというのが26件の34%で、面積割で37%と先ほどおっしゃっていたのですが、この26件のうちの町内、町外だけ教えていただきたい。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 申しわけありません。ちょっとそこまでは資料、本日は出ておりません。

○議長（菊地浩二君） ちなみにこれ、調査報告書みたいな形でまとまっているのですか。もしそういうのがあれば、提出していただいたほうがわかりやすいかと思うのですけれども。

都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

地権者の方にはご報告してありますが、議会には特に報告してありません。後ほど資料を渡すようにしてよろしいでしょうか。

○議長（菊地浩二君） はい、それでよろしいですね。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

富士塚もそうでしたけれども、最初はそのままの、現状のままでいいというほうが割合が多かったのに、またそれが何年かして変わってしまって、町のほうでそういうふうな説明をしているときに、税金ですね。農地の課税の税金がかなり変わってくると思うのですけれども、その辺についてはどのくらいの変化があるのか、ないのか。

○議長（菊地浩二君） 竹間沢のですか。では、この地域で。

都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

現在ちょっとまだアンケートで意向調査をしている段階ですので、具体的にまだ税金割のところまでは出しておりません。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 説明するときにそういったことも話をしていかないと、後で困ると思うので、その辺もちゃんと説明すべきではないかと思っているので、その辺については説明していくべきだと思いますが、どうですか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 話が具体的に以前には説明すべきだとは思いますが、今ある程度大ざっぱな計画の説明をしているだけです。まだちょっと税金のところのお話まではしていないというのが現状でございます。

○議長（菊地浩二君） 以上でよろしいですか。

では、以上で竹間沢通西地区の都市計画の現状についてを終了いたします。

暫時休憩します。お疲れさまでした。

(午前11時37分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前 11 時 38 分）

◎中学生海外派遣について

○議長（菊地浩二君） 協議事項 4、中学生海外派遣について、説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） それでは、中学生海外派遣事業の進捗状況等につきましてご説明申し上げます。

現在派遣生徒10名及び引率教員2名で、この日曜日、24日の日曜日の出発に向けまして、3回ほど事前学習会を開き、出発の準備に当たっております。今週の金曜日、22日が最後の事前学習会ということで取り組んでいるところなのですが、海外派遣に当たりまして、昨今の海外情勢等が懸念される部分がございます。そういうことも含めまして、今の状況についてお話をさせていただきたいと思っております。

現在海外の治安の状況等を外務省のホームページにございます海外安全ホームページというところがございます。お手元にお配りさせていただいた資料1、資料2がけさの状況のものでございます。私どももこれをもとにいたしまして、マレーシア、クアラルンプール周辺の安全状況について確認を行っておりまして、現在のところ、海外渡航についての危険情報がこの地域には出ていないところでございます。レベル1からレベル4ということで危険情報を知らせているのですが、該当しておりません。レベル1にも達していない状況でありますので、現在のところ派遣に関しては支障はないものと考えて、予定どおり実施をさせていただきたいと考えております。

しかし、今後治安の情勢等を鑑みまして、外務省からの注意喚起でレベル2に達した場合は、旅行業者のほうからツアーの中止ということになるということを知り及んでおります。また、レベル1の段階では、ツアー会社の規定では、中止することはないレベルだということなのですが、やはり生徒の安全を考えまして、ここも1の段階に達したということがありましたら中止ということで考えさせていただきたいと思っております。最終判断は、22日が事前学習会の最後の日になりますので、その時点での状況を見まして、中止の場合は中止ということで判断をさせていただきたいと思っております。ただ、22日以降、23日、24日ということがございますので、その中で急変するような事態が生じた場合は、急遽取りやめというか中止ということで考える場合も出てくるかなというふうに考えております。これらにつきましては、13日に2回目の保護者説明会がございましたので、そのような対応をとるということで、保護者の方にも説明をさせていただきまして、ご理解をいただいているところでございます。現在、現地の情報は、外務省のホームページ以外にも旅行会社のほうから現地の情報を非常に逐一収集させていただいているところでございまして、大分心配ないということでもあります。また、空港や大型ショッピングセンターなどの出入りにつきましても、非常にセキュリティーが厳しいところであるということで報告を受けておりますので、大丈夫かなというふうには今判断しておるところでございます。今後また連絡体制の整備等も含めまして、厳重な対応をとって実施の方向で考えさせていただきたいと思っております。

なお、もしこれでキャンセルなんていう事態が発生した場合は、当然直前のキャンセルになりますので、キャンセル料等も発生してくるかなとも思います。そこにつきましては、業者と検討の上、場合によっては

今回の海外派遣事業の費用の中で一部支払いをすることになるかなとも思いますが、それについてもまだ今のところは確認中でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（菊地浩二君） 何か質問は。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で中学生海外派遣についてを終了いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 教育長からの報告……

〔「情報提供ということです。先日の事故の」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、教育長、お願いいたします。

○教育委員会教育長（桑原孝昭君） それでは、6月15日に発生しました三芳東中学校男子生徒の事故のその後の経過について、情報提供ということでこの場でおさめていただきたいと思います。報告させていただきます。

現在本人は、一般病棟に移っておりまして、自分の力で車椅子を押して移動することができております。それから、食事については、まだ顎の手術のほうが完全に終了しておりません。手術は終わったのですが、動かすことがまだできないということで、流動食でとっております。6月下旬までに都合4回の手術を行いまして、全部成功しております。そして、7月に入ってから、学校関係者、校長、それから担任、そして学年主任、この3名が複数回本人と会って話をしております。その状況なのですが、保護者、本人とも事故の件については、その原因等、まだ一切話をしておりません。保護者も本人も、学校関係者と会うとき、話すときもほとんど変化がないということで、とりあえず今後とも学校のほうは本人との接触を含めながら、今後様子を見ていきたいと考えております。

一応現状ではそういうところでございます。それから、警察関係のほうは、まだ本人からも事情を聞いていないようですし、調査を続行中なのかどうかというのは、まだこちらとしても確認しておりません。ただ、病院のほうでは、いわゆる本人とカウンセリングをしながら、そこら辺のところの話をこれからしていくのかなと思っておりますけれども、その経過については、また新たな状況が出ましたら報告をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、この件は、この中でとどめるということでお願いします。

では、暫時休憩します。

(午前11時48分)

○議長（菊地浩二君） それでは、再開いたします。

(午前11時55分)

◎総務常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、報告事項に入ります。

まず最初に、総務常任委員会から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、1点だけ、9月の定例会の初日に例年行っております議場の防災訓練、今年度も実施させていただきたいと思いますので、そのお知らせだけこの場でさせていただきたいと思います。

あと、来月の全員協議会の中で、もし、これからちょっと委員会のほうに諮っていくのですけれども、何か注意点等ありましたら、またそのときにご報告はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、進行については、次回の全協で報告ということでよろしいですか。

では、以上につきまして、何か質問等は大丈夫ですね。

では、総務常任委員会からの報告を終わります。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会から報告を求めます。

副委員長、お願いします。

○議会広報広聴常任副委員長（本名 洋君） 本名です。委員長いないので、簡単に報告させていただきます。

皆様のご協力で、議会だより161号、無事に完成し、8月1日付で発行の予定となっております。その中でも、そこにも載せてあるのですけれども、今度議会のホームページリニューアル、まだ完成ではないのですけれども、8月中にリニューアルするという、そのようなお知らせも載せることになっております。

それから、9月議会は夜間議会になりますので、また駅頭でのチラシ配布を予定しております。日にち等は今後決めていきます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 日にちに関しましては、後でちょっと今後の日程の中で言おうかと思ったのですが、8月19日に議会運営委員会が開催予定です。そこで日程等が決まりますので、19日金曜日、チラシ等をつくる時間があるので、早くても22日の夕方ぐらいから25日までということになりますので、基本的にちょっと余裕があれば、23からのほうが望ましいのかなとは思いますが、23、24、25の中で鶴瀬駅とみずほ台駅、それぞれ西口のほうで朝と夕方と行っていただくと。それについては、また同じメンバーですよ。なので、その中でまた分かれて、日にち、日程、人員等を決めていただければと思います。それと、決まったら、一応事務局にも報告をしていただければ幸いです。よろしいですか。

この件につきまして、質問等は大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会運営委員会からの報告を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） それでは、議会運営委員会からご報告をいたします。

まずは、7月12日、皆さんご存じかと思いますが、議会運営委員のほうからご説明をいただいていると思いますが、改めて皆さんにご報告をさせていただきます。去る7月12日の議会運営委員会におきまして、3点、議会運営に関する決定事項が決まりましたので、議長のほうに報告をさせていただきます。その件についてご説明をさせていただきます。

資料は1枚の議長への報告ということで、私の名前で出しているものでございます。ごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、1点目、不在届は廃止とする。不在届の所在は皆さんご存じかと思いますが、現段階で議会の先例及び運営基準の中に、3日以上自宅をあける場合には、議長にその旨を届け出をするというのが今の決まりでございます。それが先例の第11、議会の会期中、閉会中を問わず、議会以外の用務のために3日以上町を離れるときは、不在届を議長に提出するのが通例であるというふうに決まっております。これは正確には、しっかりと正しいものを把握したわけではないのですが、どうも確認をしていくと、まだ携帯電話等がある前からのものであって、やはり連絡が非常にとれない、とりづらいい中で長期的に議員が町を離れる場合、自宅を離れる場合には、どこへ行くというような内容をしっかりと伝えて、連絡がなるべくとれるようにしてほしいという旨からこれらがあった、不在届が存在したようであります。皆さんご存じのとおり、ご承知のとおり、携帯電話が通じるのであれば、海外でもすぐ通じるような時代でございますので、議会運営委員会で協議した結果、その当時のこれを設置したときと今現状は大幅に違うという中から、不必要というふうに判断させていただきます。措置としましては、「三芳町議会申し合わせについての第2の(2)」及び「三芳町議会先例及び運営基準の第11」を削除するというふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2番目、一般質問時の飲料水の持ち込みを許可するということでございます。皆様の中には、体調不良のため、議長に許可をいただいて一般質問で飲料水、水の持ち込みを許可いただいて一般質問をやられた方もいらっしゃるかと思います。また、記憶にある方は、町長が施政方針をされるときに、約1時間施政方針、読み上げをしますのです、そのときに飲料水、水を持ち込んでいるということを皆さん記憶にある方は見ているかと思います。その辺のことを考慮しまして、今後は希望があれば、一般質問時に質問者は、一般質問時に限りますし、一般質問席に限りますが、ご希望いただければ水の持ち込み、飲料水は水のみでございますけれども、またコップで飲んでいただくと。ペットボトルの飲料水を持ち込んで、ラップ飲みは余りふさわしくないのです、コップで飲んでいただくということです。

ここに書かれているように、規則として、希望者は7階給湯室に設置してある水差し及びコップとありますが、これ今後9月議会から事務局のほうで設置をしますのです、それに事前に質問席にご自身で用意をして、終了時にはもとの位置に、コップを洗っていただいて返却をしていただいて、次の人は次の人で使う方はまた用意していただくというのが基本的なルールになります。こういう形でやっていきたいというふうに思います。一般質問時の質問席及び町長の施政方針表明時の壇上、その他議

長が許可した場合のみ飲料水、しかし飲料水に関しては水に限り、コップでの飲料というふうに限らせていただきます。の持ち込みを許可する旨を議会運営委員会申し合わせに追加すると。ここには明記しておりませんが、議長も進行上、ずっとしゃべりっ放しですので、議長の席にもコップを置いて、水を持ち込むことを許可をします。

続きまして、3番目、日帰りの所管事務調査に対して、互助会費より1人当たり上限1,500円の助成をするということでございます。こちらのほうは互助会費の使途でございますので、議会には直接関係ありませんが、これは所管事務調査などにかかわりますので、互助会費の使途基準が決まっておりますので、その中の別表第1に、実は今年度から日帰りの所管事務調査が発生をいたしました。今までは1泊の所管事務調査に関しての明記はあったのですけれども、日帰りのものはなかったものですから、それを改めて、日帰りの場合にはということで、上限1人1,500円の助成をするということです。これは主に、恐らく昼食等の飲食費になるかと思いますが、いろいろな使途も考えられますので、単純に1,500円、1人当たり上限1,500円の助成をするというふうに決めさせていただきます。こちらも互助会費の使途基準の別表第1に追記をするということで措置させていただきます。

以上が議会運営委員会で協議をさせていただいて決まりました3点ですが、これに関して何かご質問があれば承りますが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） 何か質問があれば。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で議会運営委員会からの報告を終了したいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、決算関係……資料。では、抜けていましたので、議会運営委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） あと、皆様のお手元に、議長名で27年度決算資料の請求についてということで書面が届いているかと思えます。9月議会には、皆さんご存じのとおり決算を行うわけですけれども、27年度の決算を。こちらのほう、また例年に倣って決算特別委員会を設置して、なおかつ皆さんからご希望いただいて、資料請求をまとめて行いたいというふうに思えます。期限は7月25日を期限として、それぞれの会派において、無所属の方は無所属の方で必要と思われる資料の請求を一旦議会運営委員会に上げていただきたいというふうに思えます。それをまとめていただきまして、整理をして、重複するもの等あってはいけないので、それを執行部のほうに、26日以降に提出させていただいて、基本的には執行部の要望としては、7月末、遅くても8月の本当に初めのところで出していきたいということでございますので、皆さんにご協力いただきまして、7月25日月曜日までに各会派でまとめていただきまして、25日の5時までに事務局のほうに提出をお願いいたします。

この資料の2枚目以降は、26年度の決算で資料請求をしたものであります。こちらのほうは参考にしていただきまして、全く新しく皆さんからいただいたものを資料請求上げていきますので、2枚目以降のものはあくまでも26年度に行ったものでございますので、これは参考にしていただくだけでございます。一旦会派でご協議いただいて、25日までに資料請求があれば提出をいただくようお願いいたします。

あわせて、この後あるかと思えますが、特別委員会の委員長、副委員長等を決めていただければと

思います。そちらのほうは議長にお任せいたします。

以上です。何かご質問がありましたら、承りますので。

○議長（菊地浩二君） 質問はありますか。決算審議について。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） 大丈夫ですか。では、7月25日が提出期限ということですので、お願いしたいと思います。

では、報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長（菊地浩二君） 続きまして、その他ですけれども、まず最初に、今ありましたけれども、決算特別委員会の正副委員長を決めたいと思います。

一度決算特別委員会の経験が皆さんあると思いますので、詳細については省きますが……省かないほうがいいか。全議員の中で、議長と監査、議会選出の監査委員が抜けて、13名で委員会をつくります。定例会初日に決算特別委員会の設置と正副委員長の互選の報告ということになりますので、次回ですと8月16日になって、大分時間が迫っていますので、事前に正副委員長が決まっていれば準備等もできるかと思っておりますので、今回決めたいと思います。

去年は井田議員と久保議員ですね、が副委員長としてやっていただきましたけれども、ことし我こそは委員長をぜひしたいという方はいらっしゃいますか。できればこういうものは、あと委員長の兼務等につきましては、特別委員会なので特にはないと理解をしております。ですが、やったことがない方ですとか、ぜひこういうところで経験をしたいというのがあれば、経験をさせていただきたいと思っております。なるべく多くの方がこういった正副委員長職をすると、後々常任委員会等でもその経験が生きることと思っております。委員長をやったことがない人等では。

〔立候補者挙手〕

○議長（菊地浩二君） では、久保議員から立候補がありました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、委員長に久保議員。

副委員長、主には委員長を補佐するのが仕事になります。

〔立候補者挙手〕

○議長（菊地浩二君） では、副委員長に安澤議員の立候補ですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、もう一度確認をしますが、決算特別委員会委員長に久保議員、副委員長に安澤議員と決定いたしました。

では、以上と決定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今後の日程について再度確認になりますけれども、今後につきましては、まず7月25日にふじみ野市のクリーンセンターに視察に行きます。行けないという方は事務局のほうにその旨お伝えいただきたいと思ひます。

8月12日金曜日に議案書の配付、もしかしたらちょっとおくれて8月15日月曜日になるかもしれないという事は、ちょっと一応頭の片隅に置いておいていただきたいと思います。

8月16、17が一般質問の通告書の提出期限になります。16、17、火曜日、水曜日。この日にどうしても都合が悪いという場合には、前回イレギュラーな形で提出を認めておりますので、その旨お願いします。

あと、全員協議会が16日火曜日です。これもやる方向で考えています。

19日、議会運営委員会で日程等を決めていただきたいと思います。

22から25の間で皆さんで駅頭するという事になります。

8月26日が定例会の開会日で、あわせて議場で避難訓練のほうを予定しております。

みよしまつりがことし9月3日土曜日になりますので、前日の2日と翌5日は本会議は休会となります。議会日程、委員会等は実施をするかもしれませんが、本会議、一般質問等は休会日となります。

あと、まだ不確定な要素がたくさんあるのですが、今後定例会までに臨時会が行われるかもしれません。これにつきましては補正予算、具体的な内容でいうと、地方創生加速化交付金がもし三芳町に交付決定となった場合に、速やかに補正予算を組むということになるので、9月では間に合わないということで臨時会がもしかしたらあるかもしれないということで、これもまだいつになるのか、そもそもやるのかどうかも不確定ですけれども、一応その旨皆さんにお伝えしておきたいと思います。

この日程につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 議会日程に関しましては、議会運営委員会で協議させていただくところですが、議長にぜひお願いをしておきたいのですが、通常でいきますと、また9月20日が全員協議会の予定になるかと思えます。そのほかに当然意見書の調整の全員協議会も開催予定をされると思えますので、できればその2つは一緒にできればいいかなというふうに思っております。全員協議会の内容が薄くなってしまうので、別々にやるよりはと思えますので、その辺のご配慮というか、お願いをしておきたいと思えます。日程に関しましては、議会運営委員会でも検討させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（菊地浩二君） では、9月の定例の全員協議会につきましては、まだ実際やるかどうかはわからない状況ですので、もしまとめられる場合であればまとめていきたいというふうに思えます。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、日程については以上となります。

続きましてですが、議会議員の中で、少し前から職員等に対するパワハラ等問題になったことがあったかと思えます。これにつきまして、以前から町長のほうに私のほうから申し入れをしております、ぜひアンケート調査をしていただきたいと思いますということで話をしておりました。町長側からは、これに限ってやることはないけれども、ほかに一緒にやるのであればということで実施をしていただきました。コンプライアンスの意識調査ということで、ことし、28年2月1日から12日までの期間で、全職員を対象にアンケート調査をしていただきました。回答率は86%、258名ということなのですが、この中でパワハラを受けたことがあったということで、議員からパワハラを受けたというのがアンケート結果として6名の職員さんからあります。町長とも話をしたのですが、これに関して、その次に進むということはないのですが、

職員の相談体制は整っているのですが、ひどい場合にはそちらのほうに来るだろうということなので、町として特にどうこうする、議会としても考えはないのですけれども、いろいろ難しい状況もあるかと思えます。特に厳密に言うと、議員と職員というのは、上司、部下との関係にはないのですが、同じ職場の中でこういったことがあると、特に議員の場合だと質問する、言う立場にありますので、そういう環境になりやすいところもあります。実際にそういうふうを受けたと精神的に思った方がいらっしゃるということもありますので、ぜひ今後の議員活動の中では十分ご注意ください、配慮をいただきたいというふうに思います。自分の思いどおりにいかないと、つい思いが強いがために口調が強くなってしまったりとかということが自分でもよくありましたので、そういったことのないように常に冷静にしていきたいというふうに思います。

この件で何かありますか。一応、とりあえず口頭でのご報告ということでございました。十分ご注意くださいをお願いします。

では、続きまして、今皆さんのお手元に鈴木議員から配付をしていただきました。あと、各議員の皆さんから連名で、きょうの全協での協議事項の追加に関してということで、この件についても。今皆さんのお手元に配りますけれども、このレポートに関しましていろいろあろうかと思えます。

まずは、最初に鈴木議員のほうから、この件について発言を求められておりますので、鈴木議員の発言を許可いたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 着座で失礼します。鈴木です。

まず、この全員協議会という貴重な場において、こういった時間をいただきまして申しわけございません。先月、6月に私のほうで出しました自分のほうの後援会だよりという形での記事の中で、私が全然不勉強なところ、また過去のことを調べていなかったところから、議員報酬、今回3月にあった議員期末手当の増額というより戻したという形になったのですけれども、そのことについて私もしっかりとした手順をとることなく、まず3月にちょっと失礼な形での反対をしてしまったのに、今回また、そのときは謝罪に行ったにもかかわらず、またそれをぶり返すような形で、しかも表記の中もしっかりとしていなく、25年の9月議会でしたか、決まったのが。それ以前から当時の議員さんもさんざん議論を重ねていたことなのにもかかわらず、私が調べていないがために議論も大してやらずにとか、慣習でとか、あとは14名の議員の皆さんを批判するような内容を扇情的に書いてしまったことを、まずはこの場をおかりして改めておわび申し上げたいと思います。

それで、私のほうでも対策として考えまして、問題になった記事が載っている後援会だよりは、配ったところは全部覚えてあります。郵送したところも全部把握しております。そのところに新しくしたものを送るだけだと、見た人がろくに見ていない人などは、例えばまた間違っただけかなと思って捨ててしまうかと思いましたので、今皆様にお配りしたレポートの中に入れたA5の白い紙の訂正文とおわび文という形のもを表紙にホチキスづけをする形でもう一度配ったところにポスティングと、送ったところに配送をしたいと思っております。

それで、皆様にご迷惑をおかけしたことや、そういった非常に名誉を傷つけたようなことに対する方法として、万全かどうかはわからない、十分に自信がないのですけれども、まず私のほうでもできるだけ間違っただけ情報を与えてしまった町民の方に正しい情報を理解してもらうためにと思って考えた方法がこちらですの

で、これについてご報告させていただくとともに、改めてこの場をかりて皆様に謝罪したいと思います。本当に申しわけございませんでした。

○議長（菊地浩二君） では、前配ったものに対して、これをまた改めて皆さんにお配りするということでもよろしいですか。

○議員（鈴木 淳君） はい。

○議長（菊地浩二君） では、これにつきまして、皆さんのご意見等を伺っていきたいと思うのですが、ご意見、質問等もあれば。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） それでは、今回この件に関して、ここに出ておりますように、5名、おわかりのとおり各会派の代表あるいは無所属の全議員であります。ご本人から今説明がありましたとおり、ここに書かれています14名の議員としては、恐らく皆さん同じ思いを持っているかと思えます。今、非常に微妙な問題でもあります議員の報酬に関して、ご自身は反対をしたけれども、ご自身以外の議員は、基本的には何の議論もせずに、慣習に倣って議員報酬を上げたという記述があったと思えます。その後、ご自身が今説明をいただきましたが、ご自身の中で調べていただいたと思えますが、前期から、本会議でも全員協議会でも、これはさかのぼりますと、三芳町議会の基本条例を作成したときから、報酬に対してはいかがなものかというパブコメのこともありましたので、そういった中で議論を重ねてきたわけであります。また、今回ご承知のとおり、全員協議会でも私含めて3回、議会運営委員会では2回ほど、また鈴木議員の会派におかれましては、副委員長も輩出をいただいております。恐らくこのことをご説明をいただいて、ご理解をいただいているものと思いき、私も議会運営委員会の発議として上程をさせていただきました。このこともご理解いただいていると思いき、この発議に関しましては、議員全員の総意のもとで発議するというのが基本的なルールでございます。その中で幾度となく皆さんにご案内をし、ご説明をし、またご意見を求める場面も設定をさせていただいたはずであります、そういった中において、今問題になっている記事の内容では、何も議論はされていないと。14名の議員は過去の慣習に倣って値上げに賛成をしたというような記述をされております。

そういった中で、私は今のところ直接町民の方からこの内容を確認されたことはございません。ただ、言われていなくても、これを読まれた方が、ほかの議員はそういうふうになっているのだというふうに思われることは、14名の議員は非常に心外であるというふうに思います。このようなご自身の出される広報に関しましては、出すことは議会を理解していただくということの観点から非常にいいことだというふうに思います。私も出したこともありますし、出しております。ただ、事実をきちっと掲載をしていただくということと、あとはやはり他の議員を、ある意味では、内容によってはおとしめるようなことは非常にあってはならないことだということで、大変鈴木議員には失礼かもしれませんが、ご自身の内容でしょうから失礼かと思いますが、やはりほかの議員としては納得いかない部分もございましたので、このような形で鈴木議員に対する記事の内容に関しての確認の意味も含めて、この全員協議会で機会を議長にいただくということで、全議員からご提出をさせていただいたわけであります。

その中で、若干ご質問をさせていただきたい部分がございますが、このまま質問させていただいて議長よろしいですか。

- 議長（菊地浩二君） はい。
- 議員（抜井尚男君） まず、この広報紙ですが、これは発行者は恐らく鈴木じゅん後援会ではないかと思いますが、それで間違いないですか。
- 議長（菊地浩二君） 鈴木議員。
- 議員（鈴木 淳君） はい、間違いありません。
- 議長（菊地浩二君） 抜井議員。
- 議員（抜井尚男君） 後援会のほうが発行ということではありますが、以前の記事を見せていただきますと、今回問題になっている「議員報酬ってどう決まるの？」の部分の記事でございますが、これは文章を読ませていただく限りは、恐らくご自身で書いた記事であって、内容もご自身の考え方、思いが書かれているように思いますが、この記事をつくられたのは鈴木議員ご本人でよろしいですか。
- 議長（菊地浩二君） 鈴木議員。
- 議員（鈴木 淳君） はい、私自身が作りました。
- 議長（菊地浩二君） 抜井議員。
- 議員（抜井尚男君） それでは、最初にちょっと確認したいのが、3月議会のこの委員会発議をさせていただいた後に、私が議会運営委員会の発議でございますので、ご自身は反対をされましたが、その後私のところに、多分、議事録がないので正確ではないのですけれども、多分余り理解がないまま反対をしてしまって申しわけなかったという謝罪ということで、私の会派のほうにお見えいただいて、二、三お話をして、今後注意していただきたいような話をして理解をしていただいたというふうに思っていたのですけれども、その後この記事になってしまったのですけれども、その辺はどういう経緯でそうなってしまったのか、ご説明をいただきたいと思います。
- 議長（菊地浩二君） 鈴木議員。
- 議員（鈴木 淳君） 私のほうも、その順番について間違っていたことを謝罪いたしまして、その後、しっかりと当時の議論のこととかを見直してというか、議事録等をしっかりと調査することありませんでした。今回記事を書く際にも、正直自分の認識不足もありますし、自分自身、公的なものでないのだからといって甘えてしまっていた部分もあり、こういった記載をしてしまいました。
- 議長（菊地浩二君） 抜井議員。
- 議員（抜井尚男君） そうすると、理解していなかったので申しわけなかったというそのこととお見えになったのは、やっぱりその実態の内容に関してはよくご理解はされずに1人反対をしてしまったので謝りに来ていただいたというふうに理解してよろしいですか。
- 議長（菊地浩二君） 鈴木議員。
- 議員（鈴木 淳君） まず、さんざん何度もそういう議論をする機会があったはずなのに、そこで一切何も私自身から意見等を述べることなく、議員発議であるのに、いざ採決のときに不意打ち的に否決に回ったということについて謝罪いたしました。
- 議長（菊地浩二君） 抜井議員。
- 議員（抜井尚男君） ありがとうございます。ほかにもいろいろと聞きたい方もいらっしゃると思うのですが、この中で二重丸の部分があります。1つが「町の財政が厳しい中、慣習があらうと議員報酬まで上げ

るべきではない」、もう一つの二重丸が「本当に上げるのであれば、しっかりと議論して相応の額を上げるべきだ」という2点がありますが、こちらは2つとも最初にお聞きしましたが、鈴木議員のお考えかと思いますが、この辺に関しまして、逆にお尋ねをしたいのが、まず慣習で議員報酬、今回は議員報酬ではなくて期末手当の率を変更したのですが、上げていることはないというふうに思っていますけれども、またしっかりと議論をして相応の額をとということをございますので、逆に言うと、これは議論をしていないということでしょうから、我々は議論をしましたし、またその議論をまた繰り返して、25年の議論をもう一回そこですべきだったかどうかということは、また別になりますけれども、その2点に関して、ご本人どのようにお考えになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） まず、今回これもまちづくり懇話会等、私もちょっと何力所か回らせていただいて、やはり町から財政が厳しいといろいろ説明があり、昨年度末で廃止されたバス券、またちょっと前に廃止された入浴券のこと等でも、私も町民の方から、こんなになってしまって、こんなになってしまってと聞くこともあったので、そういうところで期末手当については0.1カ月分戻るという形だったのですけれども、このタイミングだったのかなという思いがあったので、まずそれを上のほうで書きました。下のほうでは、議員報酬は、私は報酬と職員の給与という生活給とまた別のものなのかなと考えていましたので、その報酬である程度生活できる生活給という形になるぐらいまで上げるのであれば、もっとその議論があつてしかるべきになるのかなという思いから、この記述をいたしました。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） それでは、今でも、期末手当の率に関しては0.1カ月変更されましたけれども、それはすべきではないというふうに思っていらっしゃるといことと、残念ながらご自身から、この議論に関して何一つとして聞いてはいませんけれども、先ほど来話しているように、発言ができる機会というのはたくさんあったと思うのですけれども、私が本会議で発議したときも何の質疑もなかったというふうに理解していますけれども、にもかかわらず議論をすべきだというふうにお考えになっているということでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） まず、その件、議論の機会があつたにもかかわらず、私から一切声を出さなかったことについては、改めて申しわけありません。やはり、今だから言うわけではないのですけれども、本当に議員報酬の基本の報酬部分を上げるのであれば、しっかりと議論はすべきだというのは、今は考えております。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） ですから、最初から申し上げているとおり、議員の報酬に関しては、今回何も変更はされていないわけでありまして、議員報酬ではなくて期末手当、賞与の期間の率の変更をしたわけでありまして。この文章の中にいろいろと賞与の率と議員報酬が何かごったになっているように理解はできますけれども、まず冒頭から議員報酬の賞与も同様に、職員と同様に増額したというふうになっていますが、以前の議論でもそうでありまして、単純に職員の人事院勧告の数字にのっとり議員の賞与の率を変えるなんていうことは、どこも決まっていますし、そんな協議は全然していません。その内容は、その時代のことを

鑑みて、経済情勢等、また町の職員との均衡を考慮しながら手当の支給率を検討すべきだということは議論の中で出ておりますけれども、職員に倣ってなんていうことはどこにも決まっておられませんし、そういう議論もありませんでした。

また、ちょっと私もこれは心外でしたけれども、慣習に倣って議員報酬を上げるというふうに私は上程した覚えは全くございません。議事録を確認していただければよくわかると思いますが、28年の3月定例会で私が上程をさせていただいたのは、あくまでも率を変更するものでありますということで上程をさせていただきました。慣習に倣ってということは一言も言っていませんが、この記事には私があたかも慣習に倣って率を変更して、それを上程して、14人の議員がそれに賛成したというふうに読み取れて間違いのないというふうに思います。その辺の記述、記事のつくり方、これに非常に問題があると思います。

あと、この中には政党に対する批判めいたことも書いてありますが、こちらのほうはこちらのほうで、また政党の方で何かご意見があるかと思いますが、さらに最後の段階で、東京都議会がごたごたしているというのは、これは舛添都知事の問題かというふうに思います。また、富山市では議員報酬が一気に10万円上がったと。富山市の実情は、私は詳しくわかりませんが、確かに市民の反対はたくさんあったようであります。あたかもこれが我々14名の議員が同じことをやっているように書かれてしまっただけでは、やはり我々議員は非常に心外でありまして、我々の名誉が傷つけられたというふうに思っております。ですから、この一言一言が間違っているところが確認していただくといろいろ出てきますので、その辺をしっかりともう一回考慮していただいて、しっかりと訂正文を、きょう出ておりますけれども、これだけでは私は不十分だと思いますので、どこがどう間違っていて、どこが理解が違ったのかということをよく書いていただいて、訂正をしていただきたいというふうに私は思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） それぞれの議員活動の中で、自分の活動を有権者の方に知らせることは、これは決してやぶさかではないと思います。ただ、このペンというのは、事実をいかようにでも歪曲できることになります。ただいま抜井議員が言いましたように、同じ会派の私も一人の人間として、今回のことについては非常に残念でなりません。口頭、どこを記しているかわかりませんが、批判。そしてまた議員の皆さん、自分も含めてですが、あたかも鈴木議員自分だけが有権者向けの文章になっているというのは非常に残念でなりません。それとあわせて、今回のこの件について、こういう批判めいたことになってしまったことを改めて今どのように、言葉では謝罪いただきましたけれども、どうしてもこの文章だけだと、多分抜井議員のお話と同じになると思いますけれども、見た人がやっぱりまいち理解をできないというふうに私は思います。それらについて、もう少し内容を改めて、一字一句とは言いませんけれども、これらの一番最初のレポートを出した文と、ここがこう違っていた、ここがこう違っていたとやらないと私自身は納得できないと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 実際にしてしまったことなので、これを口の中に戻すことはできないので、今後どう対応するかが大事なのかなと思います。仮に、今中に入っている、これが十分かどうかというところで、

今のところはまだちょっと不十分なところがあるので、もう少しどこがどうなので、どうであるとかというところをもう少し書いてもらえると皆さんの納得もするのかなというふうに思います。この件について、今ここで結論とか、そういうのではないとは思いますが、鈴木議員が今後どういう対応をしていくのかをほかの議員の皆さんが様子を見守っていただくような形にもなりますか。その中で、それぞれの議員としての対応を、それぞれで考えていただくということによろしいですか。

あと聞きたいことがなければ、この件についてはここで閉じたいと思いますが、よろしいですか。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 先ほど郵送で配送した人はわかるというお話ししました。ポスティングというのは何軒ぐらいだったのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ポスティングに関しましては、私の藤久保5区の新しくできたグランシア地域以外の全軒、それと藤久保2区のみらい通りから北側にかかる場所です。ですから、郵送と合わせて1,500から2,000だと思えます。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 鈴木議員におかれましても、このままだとちょっとわかりづらい部分もあると思いますので、これはあくまでも私の考え方として受けとめていただきたいのですけれども、やはり先ほど説明したように、もうちょっと詳しく、ご自身の理解がどうであって、どこが違っているのか。特に、ほかの議員が、何回も言うように報酬に関しては何も議論しないで上げているというようなところは、記述がちょっと非常に問題になりますので、そういったことは決してなかったということをよくよく書いていただいたものを、大変ご苦労かと思いますが、どこかの機会それぞれの議員に理解をしていただいて、それを可能な限り訂正ということで、このレポートを最初にお渡ししたところに入れていただければ、今回はそれでいいのかなというふうに私は思っていますので、あとはそれぞれの議員に確認をしていただくなりするしかないのかなというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員のほうから何かありますか、この件に関して。なければ終了となりますけれども。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、この件につきましては、以上となります。

続きまして、皆さんのほうから何かありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） 大丈夫ですか。では、今回は8月16日に行いたいと思います。今ございましたように、総務常任委員会からの報告と、あとあわせて議会費の決算についてもお説明をしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で予定していた事項は全て終了となります。

以上です。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、長時間にわたり、協議事項、慎重審議大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、岩城副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（岩城桂子君） それでは、早朝より定例の全員協議会、皆様の慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

今回各担当者からのご説明を、そしてまた皆様からそれぞれご審議をいただきました。そして、3つの常任委員会それぞれの報告等もございましたので、今本当にあす、あさってぐらいにはもう梅雨明けするのかなと、関東のほうもそんな状況でもございます。夏風邪等、どうかお体のほうはご自愛をいただければと思っております。先ほどの協議の中で、8月26日から9月定例会が始まりますし、16日、一般質問も本当にあつという間にまたすぐ来るのかなとも思っております。そういう中で、ポスター、これからポスター等、またチラシ、駅でのチラシの配布に関しましては、みずほ台駅、鶴瀬駅、それぞれ各班で事前に協議していただきまして、日程等、また決まりましたら事務局のほうにご連絡をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうは本当に慎重審議、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で終了いたします。

（午後 零時48分）